

【緊急事態宣言発出期(その4)】 大阪府:令和3年8月2日～9月30日 兵庫県・京都府:(令和3年8月2日まん延防止等重点措置)令和3年8月20日～9月30日 滋賀県:令和3年8月27日～9月30日

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第22回 R3.8.26 ～ 第23回 R3.9.23	外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出・移動自粛の徹底(特に20時以降は徹底) 極力家族や普段行動を共にしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間に避けて行動 営業時間の短縮を要請している時間以降や休業要請又は営業時間の短縮要請に応じていない、飲食店等の利用を厳に控える 	<ul style="list-style-type: none"> 混雑した場所等への外出を半減 不要不急の外出・移動の自粛 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控える 要請に応じず酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控える 路上等における集団飲酒等、感染リスクが高い行動は行わない 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出の自粛。混雑した場所への外出は半減すること 要請に応じず酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控える 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出の自粛 不要不急の都道府県間の移動の自粛 混雑した場所等への外出の半減を要請 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクの高い行動の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の大阪との往来を避ける 県内で家族と過ごす 緊急事態宣言適用区域など、感染が拡大している地域からの不要不急の来県の自粛 混雑した場所への外出を極力控える 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控える 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出を控える 緊急事態措置区域等への不要不急の外出を控えるとともに、会食等はしない 帰省はできるだけ控えて、やむを得ず帰省する場合は、家族以外との会食を控える 		<ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたぐ移動は一層慎重に 緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域等への移動は原則中止・延期する 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控える
	イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 21時までの営業時間短縮を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 21時までの営業時間短縮を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 21時までの営業時間短縮を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 主催イベントについては、県と市町村が協議して対処 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる ガイドラインを遵守して感染防止対策を徹底 		<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる
施設の使用制限	<p>【飲食店】</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮(20時まで。措置区域外で21時まで) 酒類提供停止(措置区域外では20時まで) カラオケ設備利用自粛 酒類(持込含む)及びカラオケ設備の提供をする→施設の休止 酒類(持込含む)及びカラオケ設備の提供をしない→20時までの時短営業 正当な理由がなく感染防止に関する措置を講じない者の入場禁止(退場を含む) 【飲食店以外】 1,000m²超の施設は20時までの営業時間短縮を要請(1,000m²以下の施設には働きかけ) 入場者の整理等 <p>【飲食店以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000m²超施設 営業時間短縮を要請(20時まで。措置区域外は21時までの時短を働きかけ。1,000m²以下の施設には働きかけ) 入場者の整理等 	<p>【飲食店】</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒類(持込含む)及びカラオケ設備の提供をする→施設の休止 酒類(持込含む)及びカラオケ設備の提供をしない→20時までの時短営業 マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) 【飲食店以外】 1,000m²超の施設は20時までの営業時間短縮を要請(1,000m²以下の施設には働きかけ) 百貨店地下食品売場に通常営業時の半数程度の入場整理等の徹底を要請→(第23回以降)入場者の整理等 	<p>【飲食店】</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒類(持込含む)及びカラオケ設備の提供をする→施設の休止 酒類(持込含む)及びカラオケ設備の提供をしない→20時までの時短営業 会話時のマスク着用の徹底、着用を促しても応じない場合は退店を要請 【飲食店以外】 1,000m²超の施設は20時までの営業時間短縮を要請(1,000m²以下の施設には働きかけ) 入場者の整理等 	<p>【飲食店】</p> <ul style="list-style-type: none"> 換気・マスク着用・飛沫防止措置をお願い 第三者認証制度の推進 会話時のマスク着用の徹底、着用を促しても応じない場合は退店を要請 【飲食店以外】 公立施設は県と市町村が協議して実施 商業施設の自己認証制度の創設 感染防止措置をお願い 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 多くの人が集まるイベントは、感染防止対策を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取市繁華街の20時までの営業時間短縮要請(酒類オーダーは19時まで) その他の地域は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 	<p>【飲食店】</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮は20時まで 酒類提供は19時まで カラオケ設備の利用を控える(働きかけ) 業種別ガイドラインの遵守 業種別ガイドラインの遵守 県有施設、市町村の施設も時短20時まで 		
学校、大学等	<p>【大学等】</p> <ul style="list-style-type: none"> クラスター発生のリスクがある活動、多人数が接触する活動及び前後の会食の自粛を徹底 旅行・帰省や友人宅での飲み会の自粛を徹底 【小・中・高等学校】 部活動は県内の学校との対外試合・合同練習・発表会は不可→(第23回)部活動は実施しない 緊急事態宣言(まん延防止等重点措置含)の対象区域に属する学校との練習試合、合同練習等は不可それ以外の地域との交流は、交流先と相談 合宿や泊を伴う活動は不可 修学旅行は期間発令中に出発する旅行は延期 学園祭・体育祭は準備行為を含め、延期または中止 	<p>【大学等】</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン授業の活用。入構する学生を50%以下に抑える 課外活動における許可制の導入、他府県への遠征の中止・延期、遠征時のPCR検査の受検 授業、課外活動前後の会食等の自粛 感染リスクの高い行動禁止の徹底 【中・高等学校】 8/20～29間の教育活動の停止(始業式延期等)の感染防止対策を要請 時差登校等の実施 部活動の原則、校内、2時間以内、宿泊禁止、感染防止対策徹底による実施 	<p>【大学等】</p> <ul style="list-style-type: none"> クラスター発生のリスクがある活動、多人数が接触する活動及び前後の会食の自粛を徹底 旅行や、自宅・友人宅での飲み会の自粛を徹底 【小・中・高等学校】 授業再開に伴う感染防止対策の徹底 感染リスクの高い活動は実施せず、部活動は原則休止 修学旅行等は原則延期 	<p>【大学等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県外での活動は、原則行わない オンラインの積極的な活用 【小・中・高等学校】 感染防止対策の徹底(不織布マスク着用を強く奨励など) 修学旅行の延期 部活動は校内に限定 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の部活動・教育実習等の制限・自粛を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・教育現場での感染予防対策の徹底 (県立学校では分散登校とオンライン授業を9/20まで実施) 部活動はガイドラインに沿って実施し、練習試合は控える 家族に発熱等の症状があれば、部活動の参加は控える 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動は対策を十分講じて実施 緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域等感染が流行している地域への遠征の禁止 (第22回)全県下の県立高校について8月中旬頃までの他校との練習試合を中止→(第23回)県内の学校との練習試合等は、ガイドラインに基づき活動時間制限の上で実施(ただし、合宿は不可) 県外の学校との練習試合等は当面の間中止 公式大会は慎重に判断 	<ul style="list-style-type: none"> 公式戦を除き、合宿や練習試合を禁止 公式大会の出場にあたっては、事前及び事後のPCR検査を実施 「県内の部活動」について、1週間を目途として一旦、活動を停止し、感染対策の総点検を実施 	
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク・時差出勤の徹底(出勤者数の7割削減を目指す) 20時以降の勤務抑制 	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク等による出勤者数の7割削減を推進 時差出勤等、人との接触低減の取組の推進 20時以降の勤務抑制 	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク等による出勤者数の7割削減及び実施状況の公表 時差出勤等、人との接触低減の取組みを強力に推進 	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク等による出勤者数の7割削減、実施状況の公表を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務の活用、残業抑制、時差出勤等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 県外への通勤・通学は直行直帰し、会食は控える 在宅勤務を積極的に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> テレワークや時差出勤・交代勤務の促進 	<ul style="list-style-type: none"> テレワークの推進 出勤や出張は必要最小限 	

【緊急事態宣言(その4)解除～まん防(その3)適用】宣言解除(令和3年10月1日)～まん防適用(令和4年1月27日)

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第24回 R3.10.28 ～ 第26回 R3.12.19	外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> 感染者が多数確認されている地域等への外出は慎重に考える 	<ul style="list-style-type: none"> 外出は感染リスクを避けて慎重に行動 できるだけ混雑する場所や時間を避ける 	<ul style="list-style-type: none"> 主催者がいない集まりへの参加を控えること 	<ul style="list-style-type: none"> 外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 感染が拡大している地域への不要不急の往来は極力避ける 混雑した場所への外出を極力控える 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な生活・安全な外出を心掛ける 県外へ外出する場合は、基本的な感染予防対策を徹底した上で、行き先の自治体の要請に沿った行動をする 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大地域との不要不急の往来は慎重に判断 県外との往来には、基本的な感染防止対策の一層の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたぐ移動の際は、訪問先の要請状況を確認
	イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる (第24回までは)21時までの営業時間短縮を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる (第24回まで)21時までの営業時間短縮を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 県や市町村主催イベントについては、県と市町村が協議して対処 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる ガイドラインを遵守して感染防止対策を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左
	施設の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 <p>【飲食店】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一テーブル4人を目安、短時間(2時間を目安)での利用を府民・事業者双方に呼びかけ 業種別ガイドライン等の遵守 第三者認証制度への積極的な参加 居場所の切り替わりでの感染防止対策を徹底 【飲食店以外】 <ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドライン等の遵守 居場所の切り替わりでの感染防止対策を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】 2時間程度以内の利用を要請 [第三者認証店舗] 同一テーブル4人以内を要請 [認証店舗以外] 同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可) カラオケ施設を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底 【飲食店以外】 人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請 感染防止対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】 [第三者認証店舗] 同一テーブル4人以内、2時間以内程度の飲食の協力依頼→第26回:2時間以内程度の飲食の協力依頼 [認証店舗以外] 同一テーブル4人以内、2時間以内程度の飲食を要請 【飲食店以外】 公立施設は県と市町村が協議して実施 商業施設の自己認証制度の創設 業種別ガイドラインを遵守 	<ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】 ・換気・マスク着用・飛沫防止措置をお願い ・第三者認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守 【飲食店以外】 ・公認施設は県と市町村が協議して実施 ・商業施設の自己認証制度の創設 ・業種別ガイドラインを遵守 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 第三者認証制度の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 【飲食店】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・従業員への抗原定性検査を実施 ・とくしまコロナお知らせシステムの活用 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 	
	学校、大学等	<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行は旅行先の感染状況等を考慮して実施の可否について判断 部活動は可能な限り感染症対策を行ったうえで、合宿や泊を伴う活動も含め通常の活動が可 学園祭・体育祭は準備期間等の活動においても、本番と同様の感染対策を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ハイフレックス型授業等を継続し、対面による接触機会の低減を推進 体調不良や感染を疑う方が休みを取れる環境を整えること ワクチン接種を希望する方が気兼ねなく摂取に行ける環境を整えること 	<ul style="list-style-type: none"> クラスター発生のリスクがある活動、多人数が接触する活動及び前後の会食、旅行や自宅・友人宅での飲み会(クリスマスや忘年会など多人数が集まる会食)における感染防止対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 【大学等】 ・対面事業の実施の際は、感染防止対策の徹底 【小・中・高等学校】 ・感染防止対策の徹底(不織布マスク着用を強く奨励など) ・県外での活動は、実施地域の感染状況等を十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策を要請(特に部活動、学校行事、昼食時に留意) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・教育現場での感染予防対策の徹底 部活動は、「住民に外出・移動の自粛等を要請している区域」の学校との練習試合等は禁止。それ以外は感染予防対策を十分に講じた上で活動 家族に発熱等の症状があれば、参加は控える 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動は対策を十分講じて実施 県外の学校との練習試合等は対策を十分講じ、ガイドラインに則って実施(県の定める感染警戒地域へは極力控える) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・教育現場での感染予防対策の徹底 部活動は感染対策を徹底し、合宿は必要性を慎重に判断 県外の講師招聘は、必要な場合のみ可能とし、引き続き、オンラインでの指導等を活用 修学旅行等は、当該地域の感染状況等を十分に確認し慎重に判断
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク、時差出勤の活用 	<ul style="list-style-type: none"> リモートワーク等を継続し、対面による接触機会の低減を推進 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤等、人との接触を低減する取組みへの協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務の活用、残業抑制、時差出勤等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務を積極的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> テレワークや時差出勤・交代勤務の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議を活用し、引き続き人ととの接触機会の低減の推進

【まん延防止等重点措置適用期(その3)】 大阪府・京都府・兵庫県:令和4年1月27日～3月21日 和歌山県:令和4年2月5日～3月6日

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第27回 R4.1.27 ～ 第28回 R4.3.5	外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の都道府県間の移動は控える 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は控える 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の都道府県間の移動は極力控える 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛する 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない 	<ul style="list-style-type: none"> 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛する 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしない 	<ul style="list-style-type: none"> 外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請 店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 感染が拡大している地域への不要不急の往来は極力控える 感染拡大の恐れがある場合、混雑した場所への外出を極力控える 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出を控える 他の都道府県への不要不急の外出は控える 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の帰省や旅行、仕事、研修など、県境をまたぐ移動は控える まん延防止等重点措置区域や感染拡大地域との間での、不要不急の往来は控える 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたぐ移動の際は、「無料の一般検査」の積極的な活用を！
	イベントの開催制限	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・県や市町村主催イベントについては、県と市町村が協議して対処	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる ・ガイドラインを遵守して感染防止対策を徹底	・同左 ・同左
施設の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 会食はいつも一緒にいる人と認証店舗でマスク会食・同一テーブル4人以内・2時間までを目安とするなど感染リスクを下げる工夫を実施 	<p>【飲食店】</p> <p>[第三者認証店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一テーブル4人以内を要請(全員検査による陰性確認で5人以上も可) 営業時間短縮(21時まで) 酒類提供20時30分まで。ただし、以下の対応も可 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供は行わない <p>【認証店舗以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可) 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供は行わない <p>【全ての店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染防止のための業種別ガイドライン等を遵守 【飲食店以外】 大規模集客施設(床面積1,000m²超)は、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の感染防止対策を行うこと 感染防止のための業種別ガイドライン等の遵守を要請 	<p>【飲食店】</p> <p>[第三者認証店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一テーブル4人以内を要請(全員検査による陰性確認で5人以上も可) ①または② ① 営業時間短縮(21時まで) 酒類提供20時30分まで ② 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供自粛 <p>【認証店舗以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可) 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供は行わない <p>【全ての店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染防止のための業種別ガイドライン等を遵守 【飲食店以外】 大規模集客施設(床面積1,000m²超)は、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の感染防止対策を行うこと 感染防止のための業種別ガイドライン等の遵守を要請 	<p>【飲食店】</p> <p>[第三者認証店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一テーブル4人以内を要請(全員検査による陰性確認で5人以上も可) ①または② ① 営業時間短縮(21時まで) 酒類提供20時30分まで ② 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供自粛 <p>【認証店舗以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一グループ4人以内を要請 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供禁止 <p>【全ての店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2時間程度以内の利用を要請 カラオケ施設を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底 <p>【飲食店以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 	<p>【飲食店】</p> <p>[第三者認証店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一グループ・同一テーブル4人以内を要請(対象者全員検査制度認証登録により5人以上可) ①または② ① 営業時間短縮(21時まで) 酒類提供20時まで ② 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供自粛 <p>【認証店舗以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一グループ・同一テーブル4人以内を要請(5人以上不可) 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供自粛 <p>【全ての店舗】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 <p>【飲食店以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 イベントや催物を行う場合は気をつけて 	<p>【飲食店】</p> <p>[業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施]</p> <p>【飲食店以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員への抗原定性検査を実施 とくしまコロナお知らせシステムの活用 <p>【飲食店以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 			
学校、大学等	<p>【県立学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については実施しない 部活動は、各教科等における活動の制限に準じ、感染リスクの高い活動は控える 部活動は県内の学校との対外試合・合同練習・発表会は可 まん延防止等重点措置の対象区域に属する学校との練習試合、合同練習等は不可 合宿や泊を伴う活動は不可 公式大会への参加は可 修学旅行は感染防止対策を最優先とし、訪問地との状況把握を行ったうえで適切に判断 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大状況を踏まえ、臨時休校や学級閉鎖等の対応を速やかに実施 感染対策を再点検・強化 感染リスクが高い教育活動実施を控える 時差・分散登校、オンライン学習を組み合わせた学習形態を実施 卒業式は感染防止対策を徹底 春休み期間は感染リスクが高い行動を控える 	<p>【大学等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食の自粛 感染リスクの高い、自宅・友人宅での飲み会や多人数が集まる会食の自粛 	<p>【大学等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対面授業の実施の際は、感染防止対策の徹底 オンライン授業の活用検討 小・中・高等学校】 感染防止対策の徹底(不織布マスク着用を強く奨励など) 県外での活動は、不可(計画済の行事は、感染防止対策を徹底) 部活動は、公式試合関連を除き、県外での活動不可 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策を要請(特に部活動、学校行事、昼食時に留意) 県立高等学校等では、本年度中に予定されている修学旅行を延期、濃厚接触となる教育活動を原則禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・教育現場での感染予防対策の徹底 部活動は、県内外の学校との練習試合・合同練習は禁止。全国大会・近畿大会につながらない大会等は延期・中止 校内では感染予防対策を十分に講じた上で活動。移動・更衣・飲食等の部活動に附随する場面も注意 家族に発熱等の症状があれば、厳に登校しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 分散登校、オンライン授業等について実施 学校行事について中止又は延期 部活動について活動時間の短縮及び県内外の練習試合を中止、活動日を制限(土日不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・教育現場での感染予防対策の徹底 部活動は感染対策を徹底、合宿は必要性を慎重に判断 県外の講師招聘は、必要な場合のみ可能とし、オンラインでの指導等を活用 修学旅行等は、当該地域の感染状況等を十分に確認し慎重に判断 感染防止対策集中取組期間(学校・保育所等)(2月21日～3月5日) リスクの高い行事等の原則禁止 外部講師の入構の原則禁止(オンライン可) 感染状況を踏まえた登園自粛 	
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク・時差出勤の積極的な活用など職場での感染対策を徹底 多数の職員が濃厚接触者、陽性者となった場合のBCP(業務継続計画)の点検・策定を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組の推進 事業継続計画の点検もしくは事業の継続を図るための業務の点検 	<ul style="list-style-type: none"> テレワークの活用や休暇取得の促進等による出勤者数削減の取組み、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること 国民生活等の安定確保に不可欠な業務を行う事業者等は、事業継続計画の点検を行い、必要な業務を継続すること 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤等、人との接触を低減する取組の要請 感染防止取組の徹底及び事業継続計画の取組の要請 業種別ガイドライン等の実践の要請 重症化リスクのある労働者等への就業上の配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務の活用、残業抑制、時差出勤等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 在宅勤務を積極的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 テレワークや時差出勤・交代勤務の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画の再点検 ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議を活用し、人ととの接触機会の低減の推進 	

【まん延防止等重点措置(その3)解除後】まん防適用解除(令和4年3月21日)直後

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第29回 R4.3.24	外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の都道府県間の移動は控える 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は控える 	<ul style="list-style-type: none"> 旅行、帰省等の移動や、人が集まる場所では、混雑状況に気を付けて、基本的な感染対策等、感染リスクを回避する行動をとる 高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場所への外出を控える 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること 	<ul style="list-style-type: none"> 外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請 店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 感染が拡大している地域への不要不急の往来は極力控える 感染拡大の恐れがある場合、混雑した場所への外出を極力控える 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な生活・安全な外出を心がける 県外へ外出する場合は、行き先の自治体の要請に沿って行動するとともに、基本的な感染予防対策を徹底した上で、感染リスクの高い行動は控える 	<ul style="list-style-type: none"> 県外との不要不急の往来は慎重に判断 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたぐ移動の際は、「無料の一般検査」の積極的な活用を！
	イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 県や市町村主催イベントについては、県と市町村が協議して対処 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる ガイドラインを遵守して感染防止対策を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左
	施設の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 会食は認証店舗でマスク会食など感染リスクを下げる工夫を行う 	<p>【飲食店】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食時には「きょうとマナー」を守る 適切な感染対策が講じられているお店(認証店)を利用する 会話の時はマスクを着用 食事前、退店時には手指消毒 お店では大声で話さない 2時間、同一テーブル4人までを目安に 【飲食店以外】 集客施設や宿泊施設等の管理者は業種別ガイドラインを徹底し、混雑時の入場整理等を行い、利用者に感染対策の協力をよびかけ 	<p>【飲食店】</p> <ul style="list-style-type: none"> [第三者認証店舗] 同一テーブル4人以内を要請(全員検査による陰性確認で5人以上も可) [認証店舗以外] 同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可) 【全ての店舗】 利用者に対し、2時間程度以内の利用、マスク会食の徹底を求める カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の協力をよびかけ 【飲食店以外】 これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 感染防止対策の徹底 	<p>【飲食店】</p> <ul style="list-style-type: none"> [第三者認証店舗] 同一テーブル4人以内、短時間(2時間程度以内)での飲食の協力依頼 [認証店舗以外] 同一グループ4人以内、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請 酒類提供の場合は「一定の要件」を満たすこと 新型コロナ対策適正店認証取得の推奨 【全ての店舗】 飲食以外の会話時のマスク着用の徹底を要請 業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 カラオケ施設利用の場合は、利用者の密の回避、換気の確保など、感染対策の徹底を要請 【飲食店以外】 入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 	<p>【飲食店】</p> <ul style="list-style-type: none"> 換気・マスク着用・飛沫防止措置をお願い 第三者認証制度の推進 業種別ガイドラインを遵守 【飲食店以外】 商業施設の自己認証制度の推進 業種別ガイドラインを遵守 新型コロナ対策適正店認証取得の推奨 【飲食店以外】 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 公立施設は県と市町村が協議して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 第三者認証制度の推進 	<p>【飲食店】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 従業員への抗原定性検査キットによる頻回検査を実施 とくしまコロナお知らせシステムの活用 【飲食店以外】 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 	
	学校、大学等	<p>【県立学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については実施しない 部活動は、各教科等における活動の制限に準じ、感染リスクの高い活動は控える 修学旅行は感染防止対策を最優先とし、訪問地との状況把握を行ったうえで適切に判断 	<ul style="list-style-type: none"> 学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守る 毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、発熱等の症状がある場合は登校登園を控える 学校等の休業期間においても感染リスクが高い行動を控えるよう注意喚起 ワクチン接種を希望する方が接種に行ける環境を整える 	<p>【大学等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底 旅行や自宅・友人宅での飲み会、歓送迎会・謝恩会・宴会を伴う花見など、多人数が集まる会食における感染防止対策の徹底 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食における感染防止対策の徹底 	<p>【県立学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 春期休業期間中においても十分な感染対策を実施 宿泊を伴う活動は、感染防止対策の取られている宿泊施設を利用(学校での宿泊は行わないこと) 入学式等の行事についても、基本的な感染対策の徹底と開催方式の工夫の促進 春期休業期間も活用した教職員のワクチン追加接種の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策を要請(特に部活動、学校行事、昼食時に留意) 県立高等学校等では、本年度中に予定されている修学旅行を延期、濃厚接触となる教育活動を原則禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・教育現場での感染予防対策の徹底 部活動は、練習試合や合同練習等は慎重に行うこと、県内外を問わず、感染のリスクが高い区域の学校とは、特に注意すること 各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動 屋内の活動は、マスク着用や換気などの感染予防対策を徹底すること 移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場面も注意 本人及び家族に発熱等の症状があれば、厳に登校しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 感染リスクの高い教育活動(合唱等)は中止 学校行事は、感染防止対策を徹底の上実施(県外除く) 部活動は感染防止対策を徹底の上実施(県外校との練習試合等は中止) 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動は感染対策を徹底、部活は、平日2時間程度、休日3時間程度、部活可能 練習試合等は、県内に限る。 県外の場合は、慎重に 「春休み期間中の感染防止対策」家庭用、部活用のチェックリストによる確認
	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク・時差出勤の積極的な活用など職場での感染対策を徹底 多数の職員が濃厚接触者、陽性者となった場合のBCP(業務継続計画)の点検・策定を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組の推進 職場の感染対策を再点検し、居場所の切り替わりでの注意喚起を徹底 ワクチン接種を希望する方が接種に行ける環境を整える 	<ul style="list-style-type: none"> テレワークの活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること 歓送迎会や宴会を伴う花見など、多人数が集まる会食では、感染防止対策を徹底すること 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務(テレワーク)取組の協力依頼 感染防止取組の徹底及び事業継続計画の取組の要請 業種別ガイドライン等の実践 重症化リスクのある労働者等への就業上の配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務の活用、残業抑制、時差出勤等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 在宅勤務を積極的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 テレワークや時差出勤・交代勤務の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画の再点検 ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議を活用し、人ととの接触機会の低減の推進

【まん延防止等重点措置(その3)解除後】減少～再拡大

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第30回 R4.4.28 ～ 第31回 R4.5.19	外出自粛	・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は控える	・旅行、帰省等の移動や人が集まる場所では、混雑状況に気を付け、基本的な感染対策等、感染リスクを回避する行動をとる ・高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場所への外出を控える ・体調不良時は外出を控える	・高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること	・外出時には混雑している場所や時間に避けて少人数での行動を要請 ・店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 ・大人数・長時間・大声での会食やマスクなしでの会話など、感染リスクが高い行動の自粛を要請	・外出時には、感染防止策を徹底し、十分用心する ・ふだん同居していないメンバーとの活動は、交通機関や車による移動でも注意	・安全な生活・安全な外出を心がける ・県外へ外出する場合は、行き先の自治体の要請に沿って行動するとともに、基本的な感染予防対策を徹底した上で、感染リスクの高い行動は控える	・基本的な感染対策の徹底、感染リスクの回避、感染対策が徹底された飲食店の利用 ・県外先の自治体の要請や情報を踏まえた行動をするとともに、帰県後は無料検査を積極的に受ける	・県外から県内に移動される場合は、本県が用意している「事前PCR検査」や、居住地の一般検査など、無料の検査制度を積極的に活用
	イベントの開催制限	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる ・業種別ガイドラインの遵守	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底	・同左 ・同左
	施設の使用制限	・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・会食は認証店舗でマスク会食など感染リスクを下げる工夫を行う	【飲食店】 ・飲食時には「きょうとマナー」を守る ・適切な感染対策が講じられているお店(認証店)を利用する ・会話の時はマスクを着用 ・食事前、退店時には手指消毒 ・お店では大声で話さない ・2時間、同一テーブル4人までを安全に 【飲食店以外】 ・集客施設や宿泊施設等の管理者は業種別ガイドラインを徹底し、混雑時の入場整理等を行い、利用者に感染対策の協力をよびかけ	【飲食店】 ・第三者認証店舗 ・同一テーブル4人以内を要請(全員検査による陰性確認で5人以上も可) 【認証店舗以外】 ・同一グループ・同一テーブル4人以内を要請(5人以上不可) 【全ての店舗】 ・利用者に対し、2時間程度以内の利用、マスク会食の徹底を求める ・カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底 【飲食店以外】 ・これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ・感染防止対策の徹底	【飲食店】 ・第三者認証店舗 ・同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食の協力依頼 【認証店舗以外】 ・同一グループ4人以内、2時間程度以内での飲食を要請 ・酒類提供の場合は「一定の要件」を満たすこと ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 【全ての店舗】 ・飲食以外の会話時のマスク着用の徹底 ・業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・カラオケ施設利用の場合は、利用者の密の回避、換気の確保など、感染対策の徹底 ・入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請	【飲食店】 ・換気・マスク着用・飛沫防止措置をお願い ・第三者認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守 【飲食店以外】 ・商業施設の自己認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守	【飲食店】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて 【飲食店以外】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて	・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・第三者認証制度の推進	【飲食店】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・従業員への抗原定性検査キットによる頻回検査を実施 ・とくしまコロナお知らせシステムの活用 ・「コロナ対策三ツ星店」の積極的利用を推奨 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施
学校、大学等	【県立学校】 ・各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については実施しない ・部活動は、各教科等における活動の制限に準じ、感染リスクの高い活動は控える ・修学旅行は感染防止対策を最優先とし、訪問地との状況把握を行ったうえで適切に判断	・学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守る ・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、発熱等の症状がある場合は登校登園を控える ・ワクチン接種を希望する方が接種に行ける環境を整える	【大学等】 ・発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底 ・旅行や自宅・友人宅での飲み会、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食における感染防止対策の徹底	【県立学校】 ・宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可) ・各行事について、基本的な感染対策の徹底と開催方式の工夫の促進 ・教職員に対し、ワクチン接種を呼びかけるとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導 ・春期休業期間中においても十分な感染対策を実施 ・春期休業期間も活用した教職員のワクチン追加接種の促進	【県立学校】 ・県立高等学校、保育施設等では、濃厚接触とならないような活動を継続	・学校・教育現場での感染予防対策の徹底 ・部活動は、練習試合や合同練習等は慎重に行うこと、県内外を問わず、感染のリスクが高い区域の学校とは、特に注意すること ・各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動 ・屋内の活動は、マスク着用や換気などの感染予防対策を徹底すること ・移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場面も注意 ・本人及び家族に発熱等の症状があれば、厳に登校しないこと	・感染リスクの高い教育活動(合唱等)は中止 ・学校教育活動及び学校行事は、感染防止対策を一層徹底の上実施 ・保育施設は、県ガイドラインを参考に感染防止対策を徹底 ・部活動は、感染防止対策を一層徹底の上、県及び各競技団体が定めるガイドラインに則って実施(県外遠征等は原則日帰り) ・部活動及び学校寮においては、それぞれ県のガイドラインによる緊急点検を実施し、学校責任者、寮管理者、生徒による確認の上で活動を実施 ・クラスター未然防止・早期対応のため、子ども関連施設及び学校特命チームにより施設指導を実施	・中学・高校の部活動は活動内容等を精選し、平日2時間以内、休日3時間以内で活動可能 ・部活動を実施する際は、「部活動顧問用チェックリスト」や、特に感染リスクの高い屋内運動部活動については「屋内運動部活動における感染拡大防止チェックリスト」を活用し、感染防止対策の確認を徹底 ・県総体に向けた「県総体感染対策徹底シート」を活用し、感染防止対策の確認を徹底 ・部活動において陽性者が発生した場合等は、陽性者の早期把握のため、部員に対し抗原検査を実施 ・児童入所施設の全職員を対象とした「抗原定性検査キット」による頻回検査の実施 ・大学等からの要請に基づく「抗原定性検査キット」の配布	
事業所等	・テレワーク・時差出勤の積極的な活用など職場での感染対策を徹底 ・多数の職員が濃厚接触者、陽性者となった場合のBCP(業務継続計画)の点検・策定を行う	・業種別ガイドラインの遵守 ・在宅勤務等、人との接触を低減する取組の推進 ・職場の感染対策を再点検し、居場所の切り替わりでの注意喚起を徹底 ・ワクチン接種を希望する方が接種に行ける環境を整える	・テレワークの活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ・重症化リスクのある従業者等への就業上の配慮 ・業種別ガイドラインの遵守	・在宅勤務(テレワーク)取組の協力依頼 ・感染防止取組の徹底及び事業継続計画の取組の要請 ・業種別ガイドライン等の実践 ・重症化リスクのある労働者等への就業上の配慮	・感染防止策の継続	・事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 ・在宅勤務を積極的に活用	・事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 ・テレワークや時差出勤・交代勤務の促進	・年度当初は新規入職や職場異動等により、人の入れ替わりが生じるため、職員は積極的に検査を受検 ・ワクチン追加接種を早期に受けられるような職場環境の構築 ・従業員やその家族の体調管理や無料検査の受検への配慮 ・これまでの感染対策の再チェック ・クラスター発生時の迅速な封じ込め体制確保	
ワクチン接種率向上への取組	・県HPやYouTubeで若年層向けにワクチン接種の解説動画やパンフレットを掲載 ・県の広域ワクチン接種会場で、10歳代から20歳代の若年層の接種を促進するため、「学生・若者枠(18歳～29歳)」を設定 ・4月29日～5月9日を「滋賀県広域ワクチン接種センター接種促進強化期間」とし、様々な媒体で広報を集中的に実施するとともに、職域接種を実施しない企業・大学等に活用を働きかけ	・京都タワー会場において、大学・企業等の団体接種を実施	・30代以下の府民をターゲットに、SNS等を活用した広報・啓発を実施 ・大学等を対象とした府大規模接種会場での団体接種を新たに実施。参加大学を府HPで公表 ・経済団体を通じ、企業に若年層はじめ従業員等の接種促進に向けた協力を働きかけるとともに、協力企業を府HPで公表	・若年層向けインターネット広告を作成し、追加接種について啓発 ・県大規模接種会場における予約なし接種を実施し、付近の大学等に、取組等の広報活動を実施 ・状況に応じて接種会場付近の大学前から接種会場への巡回送迎シャトルバスの運行を検討 ・令和4年5月を「新型コロナワクチン接種促進月間」と位置づけ、県内市町とも連携して、多様な接種促進策を展開	・テレビCMやYouTubeでの動画配信、県立大学等における動画CM放映、県の職域ワクチンを活用した大学生向け接種 ・県外在住者の内、県内への通勤・通学者も広域接種会場での接種対象に加えたほか、当日予約も実施。さらに、大学・企業等からの団体予約も受付開始	・12～17歳向けの集団接種をショッピングモールで実施(市主催)	・新成人へのプレゼントキャンペーンを展開 ・大学生などを対象とした県営会場への送迎支援や就職活動中の学生を対象とするプレゼントキャンペーン等を実施する ・予約なし接種の実施 ・妊婦・若年層とその同居家族への優先枠を設定 ・ターミナル駅や大学等から接種会場へシャトルタクシー・バスを運行	・ワクチンに関する疑問を持つ高校生からの質問に、医師や接種を終えた看護学生が答える動画を作成し、県庁舎や市町村、SNS等で発信 ・大規模接種会場における夜間接種日の追加、予約なし接種の開始	

【まん延防止等重点措置(その3)解除後】再拡大

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第32回 R4.6.25 ～ 第33回 R4.7.14 (第34回 R4.8.5は 資料な し)	外出自粛	・外出自粛を要請していない	・旅行、帰省等の移動や、人が集まる場所では、混雑状況に気を付け、基本的な感染対策等、感染リスクを回避する行動をとる ・高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場所への外出を控える ・体調不良時は外出を控える	・高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること	・外出時には混雑している場所や時間を避け、少人数での行動を要請 ・食べながらの会話など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 ・帰省・旅行の場合や、感染不安を感じる無症状者の検査受検を要請	・外出時には、感染防止策を徹底し、十分用心する ・県外へ外出する場合は、基本的な感染予防対策を徹底した上で、感染リスクの高い行動は控える ・ふだん同居していないメンバーとの活動は、交通機関や車による移動でも注意	・安全な生活・安全な外出を心がける ・県外へ外出する場合は、基本的な感染予防対策を徹底した上で、感染リスクの高い行動は控える	・基本的な感染対策の徹底、感染リスクの回避、感染対策が徹底された飲食店の利用 ・県外先の自治体の要請や情報を踏まえた行動をするとともに、帰県後は無料検査を積極的に受ける	・県外から県内に移動される場合は、本県が用意している「事前PCR検査」や、居住地の一般検査など、無料の検査制度を積極的に活用
	イベントの開催制限	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる ・業種別ガイドラインの遵守	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底
	施設の使用制限	・会食は認証店舗で感染リスクを下げる工夫をして行う ・適切な感染対策が講じられているお店(認証店)を利用 ・会話の時はマスクを着用 ・お店では大声で話さない ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにする 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守	【飲食店】 ・適切な感染対策が講じられているお店(認証店舗)を利用 ・会話の時はマスクを着用 ・お店では大声で話さない ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにする 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守	【飲食店】 ・認証店舗以外 ・同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可) ・利用者に対し、2時間程度以内での利用を求める 【全ての店舗】 ・利用者に対し、マスク会食の徹底を求める ・カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底 【飲食店以外】 ・これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ・感染防止対策の徹底	【飲食店】 ・認証店舗 ・同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可) ・利用者に対し、2時間程度以内での利用を求める 【全ての店舗】 ・換気・マスク着用・飛沫防止措置をお願い ・第三者認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守 ・酒類提供の場合は「一定の要件」を満たすこと ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 【全ての店舗】 ・飲食以外の会話時の適切なマスク着用の推奨 ・利用者の密の回避、手指消毒設備の設置、換気の確保、効果的な換気(二方向の窓開けや気流を阻害しないパーテーションの配置等)など業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 ・カラオケ施設利用の場合は、利用者の密の回避、換気の確保など、感染対策の徹底を要請 【飲食店以外】 ・入場者の整理、入場者への適切なマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 （神戸市） ・業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底	【飲食店】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・第三者認証制度の推進 【飲食店以外】 ・飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意 ・商業施設の自己認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守	【飲食店】 ・換気・マスク着用・飛沫防止措置をお願い ・第三者認証制度の推進 【飲食店以外】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて	【飲食店】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・第三者認証制度の推進 【飲食店以外】 ・飲食店・宿泊施設の従業員を対象に、県が配布する抗原検査キットを用いた検査を実施 ・抗原検査キットを用いた従業員等の検査に協力いただいている「コロナ対策三ツ星店」の積極的利用を推奨 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施	【飲食店】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・とくしまコロナお知らせシステムの活用 ・飲食店・宿泊施設の従業員を対象に、県が配布する抗原検査キットを用いた検査を実施 ・抗原検査キットを用いた従業員等の検査に協力いただいている「コロナ対策三ツ星店」の積極的利用を推奨 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施
学校、大学等	【県立学校】 ・各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については適切な感染対策を行った上で実施 ・部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、合宿や泊を伴う活動も含め通常の活動が可。	・学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守る ・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱等の症状がある場合は登校登園を控える ・学校等の休業期間においても感染リスクが高い行動を控える	【大学等】 ・発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底 ・旅行や自宅・友人宅での飲み会、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食における感染防止対策の徹底	【県立学校】 ・「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施 ・宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可) ・マスク着用は、学校衛生管理マニュアル等を基本としつつ、熱中症リスク等を考慮して対応 ・教職員に対し、ワクチン接種を呼びかけるとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導 （神戸市） 【市立学校】 ・学校衛生管理マニュアルに沿った感染対策を実施 ・熱中症対策を優先し、運動時や登下校時などは積極的にマスクを外すよう指導 ・部活動での宿泊を伴う活動は、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定(学校は不可)	【県立高等学校】 ・濃厚接触とならないような活動を継続 【県立高校】 ・部活動は、練習試合や合同練習等は慎重に行うこと ・各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動 ・移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場面も注意 ・本人及び家族に発熱等の症状があれば、厳密に登校しないこと 【市立高校】 ・学校衛生管理マニュアルに沿った感染対策を実施 ・熱中症対策を優先し、運動時や登下校時などは積極的にマスクを外すよう指導 ・部活動での宿泊を伴う活動は、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定(学校は不可)	・学校・教育現場での感染予防対策の徹底とならないような活動を継続 【県立高校】 ・部活動は、練習試合や合同練習等は慎重に行うこと ・各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動 ・移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場面も注意 ・本人及び家族に発熱等の症状があれば、厳密に登校しないこと 【市立高校】 ・学校衛生管理マニュアルに沿った感染対策を実施 ・熱中症対策を優先し、運動時や登下校時などは積極的にマスクを外すよう指導 ・部活動での宿泊を伴う活動は、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定(学校は不可)	・学校教育活動及び学校行事は、感染防止対策を一層徹底の上実施 ・保育施設は、県ガイドラインを参考に感染予防対策を徹底した上で活動 ・部活動は、感染予防対策を一層徹底の上、県及び各競技団体が定めるガイドラインに則って実施 ・クラスター未然防止・早期対応のため、子どもも関連施設及び学校特命チームにより施設指導等を実施 【保育所等】 ・専門電話相談窓口の開設や、県ガイドライン及びチェックリストに基づき、感染予防対策を徹底 ・検査を希望する幼稚園・保育所等職員を対象に、抗原定性検査キットを配布し集中的な「抗原検査」を実施 【大学・専門学校等】 ・大学等からの要請に基づく「抗原定性検査キット」の配布 ・県の「大規模集団接種」による「ワクチン接種」の推奨 ・学生等への「薬局等における一般検査」や帰省時における「事前のPCR検査」の推奨	【部活動顧問用チェックリスト】や、「屋内運動部活動における感染拡大防止チェックリスト」「県総体感染対策徹底シート」を活用した、感染予防対策の徹底を確認 ・部活動において陽性者が発生した場合等は部員等に対し抗原検査を実施 【保育所等】 ・専門電話相談窓口の開設や、県ガイドライン及びチェックリストに基づき、感染予防対策を徹底 ・検査を希望する幼稚園・保育所等職員を対象に、抗原定性検査キットを配布し集中的な「抗原検査」を実施 【大学・専門学校等】 ・大学等からの要請に基づく「抗原定性検査キット」の配布 ・県の「大規模集団接種」による「ワクチン接種」の推奨 ・学生等への「薬局等における一般検査」や帰省時における「事前のPCR検査」の推奨	
事業所等	・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底 ・テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策を行う	・業種別ガイドラインの遵守 ・在宅勤務等、人との接触を低減する取組の推進 ・職場の感染対策を再点検し、居場所の切り替わりでの注意喚起を徹底	・テレワークの活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ・重症化リスクのある従業者等への就業上の配慮 ・業種別ガイドラインの遵守 ・高齢者施設での面会は原則自粛	・在宅勤務(テレワーク)取組の協力依頼 ・感染防止取組の徹底及び事業継続計画の取組の要請 ・業種別ガイドライン等の実践 ・重症化リスクのある労働者等への就業上の配慮 （神戸市） ・職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画の実施準備及び計画に基づく取り組みを行う。	・感染防止策の継続 ・高齢者施設等に対して感染対策責任者による感染予防対策の励行をお願い	・事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 ・在宅勤務を積極的に活用	・事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 ・テレワークや時差出勤・交代勤務の促進	・従業員やその家族の体調管理や無料検査の受検への配慮 ・これまでの感染対策の再チェック ・クラスター発生時の迅速な封じ込め体制確保	
ワクチン接種率向上への取組	・県HPやYouTubeで若年層向けにワクチン接種の解説動画やパンフレットを掲載 ・県の広域ワクチン接種会場で、10歳代から20歳代の若年層の接種を促進するため、「学生・若者枠(18歳～29歳)」を設定 ・4月29日～5月9日を「滋賀県広域ワクチン接種センター接種促進強化期間」とし、様々な媒体で広報を集中的に実施するとともに、職域接種を実施しない企業・大学等に活用を働きかけ ・7月21日～8月15日までを「夏休みワクチン接種促進強化期間」として接種機会を拡大するとともに、効果や接種期限についての情報発信を市町と連携して実施	・京都タワー会場において、大学・企業等の団体接種を実施 ・6月から大学・企業等の希望により、医療従事者、事務スタッフ、ワクチン等の資材、接種及び待機場所となるバス車両の派遣を開始(京都市) ・現役世代が手に取る地域のフリーペーパーに啓発広告を掲載 ・大学生や留学生、企業等を対象としたメールマガジン等で啓発を実施 ・市HPに若年層向けの特設ページを掲載し、ワクチン接種の正しい知識や効果と副反応について記載 ・若年層に不安を解消してもらうための特設ページを作成 （堺市） ・団体接種会場で夜間接種や予約なし接種を実施 ・団体接種会場にお子様見守りスタッフを配置	・30代以下の府民をターゲットに、SNS等を活用した広報・啓発を実施 ・大学等を対象とした府大規模接種会場での団体接種を新たに実施。参加大学を府HPで公表 ・経済団体を通じ、企業に若年層をはじめ従業員等の接種促進に向けた協力を働きかけるとともに、協力企業を府HPで公表 （大阪市） ・市HPに若年層向けの特設ページを掲載し、ワクチン接種の正しい知識や効果と副反応について記載 ・若年層に不安を解消してもらうための特設ページを作成 （堺市） ・団体接種会場で夜間接種や予約なし接種を実施 ・団体接種会場にお子様見守りスタッフを配置	・若年層向けインターネット広告を作成し、追加接種について啓発 ・県大規模接種会場における予約なし接種を実施し、付近の大学等に、取組等の広報活動を実施 ・県内大学から大規模接種会場への送迎にあたり国補助への県独自の追加支援を実施 ・令和4年5月を「新型コロナワクチン接種促進月間」と位置づけ、県内市町とも連携して、多様な接種促進策を展開(神戸市) ・市HPに若年層向けの特設ページを掲載し、ワクチン接種の正しい知識や効果と副反応について記載 ・若年層に不安を解消してもらうための特設ページを作成 （堺市） ・団体接種会場で夜間接種や予約なし接種を実施 ・団体接種会場にお子様見守りスタッフを配置	・テレビCMやYouTubeでの動画配信、県立大学等における動画CM放映、県の職域ワクチンを活用した大学生向け接種 ・県外在住者の内、県内への通勤・通学者も広域接種会場での接種対象に加えたほか、当日予約も実施。さらに、大学、企業等からの団体予約も受付開始	・12～17歳向けの集団接種をショッピングモールで実施(市主催)	・新成人へのプレゼントキャンペーンを展開 ・大学生などを対象とした県営会場への送迎支援や就職活動中の学生を対象とするプレゼントキャンペーン等を実施する ・予約なし接種の実施 ・妊婦・若年層とその同居家族への優先枠を設定 ・ターミナル駅や大学等から接種会場へシャトルタクシー・バスを運行 ・企業・団体・学校等にワクチンバスを派遣し、オンデマンド型の接種を実施	・ワクチンに関する疑問を持つ高校生からの質問に、医師や接種を終えた看護学生が答える動画を作成し、県庁舎や市町村、SNSなどで発信 ・大規模接種会場における夜間接種日の追加・予約なし接種の開始 ・大規模接種会場において、中学生・高校生及びその保護者を対象とした予約なしの3回目接種を実施	

【まん延防止等重点措置(その3)解除後】再拡大

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	
第35回 R4.8.25	外出自粛	・外出自粛を要請していない ・旅行、帰省等の移動や、人が集まる場所では、混雑状況に気を付け、基本的な感染対策等、感染リスクを回避する行動をとる ・高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場所への外出を控える ・体調不良時は外出を控える ・自宅養生中は外出せず、同居の方と生活空間を分ける ・濃厚接触者は不要不急の外出を控える	・自らの命と健康を守るために、高齢者は、生活や健康の維持のために必要なものを除き、不要不急の外出を控えること	・外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請 ・食べながらの会話など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 ・帰省・旅行の場合や、感染不安を感じる無症状者の検査受検を推奨	・外出自粛を要請していない ・安全な生活・安全な外出を心がける ・県外へ外出する場合は、基本的な感染予防対策を徹底した上で、感染リスクの高い行動は控える ・高齢者等及び同居する方や日常的に接する方は、感染リスクの高い行動を控えて ・帰省する前に無料検査の活用を	・基本的な感染対策の徹底、感染リスクの回避、感染対策が徹底された飲食店の利用 ・県外先の自治体の要請や情報を踏まえた行動をするとともに、帰県後は無料検査を積極的に受ける ・高齢者や持病のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面や場所への外出に注意 ・自身だけでなく、同居の家族も含めて、少しでも体調不良の方がいる場合は、外出を控える	・県外から県内に移動される場合は、本県が用意している「事前PCR検査」や、居住地の一般検査など、無料の検査制度を積極的に活用 ・高齢者や持病のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面や場所への外出に注意 ・自身だけでなく、同居の家族も含めて、少しでも体調不良の方がいる場合は、外出を控える			
イベントの開催制限		・国基準に準ずる	・国基準に準ずる	・国基準に準ずる	・国基準に準ずる ・業種別ガイドラインの遵守	・国基準に準ずる	・国基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底 ・100人以上のイベントを開催する場合、県へ感染防止安全計画を届出 ・更に500人以上のイベントは県が現地事前点検を実施	・国基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底	・国基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底	
施設の使用制限		・会食は認証店舗で感染リスクを下げる工夫をして行う ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 【飲食店】 ・適切な感染対策が講じられているお店(認証店)を利用 ・会話の時はマスクを着用 ・お店では大声で話さない ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにする 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守	【飲食店】 ・認証店舗以外 ・同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可) ・利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること 【全ての店舗】 ・利用者に対し、マスク会食の徹底を求める ・カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底 【飲食店以外】 ・これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(入数管理、人数制限、誘導等)の実施 ・感染防止対策の徹底	【飲食店】 ・認証店舗 ・認証店認証基準の遵守 【飲食店以外】 ・酒類提供の場合は、アクリル板の設置等、一定の要件を満たすこと ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 【全ての店舗】 ・飲食以外の会話時の適切なマスク着用の推奨 ・利用者の密の回避、手指消毒設備の設置、効果的な換気(二方向の窓開けや気流を阻害しないパーテーションの配置等)など業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 【飲食店以外】 ・入場者の整理、入場者への適切なマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 （神戸市） ・業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底	【飲食店】 ・飲食店で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて 【飲食店以外】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・業種別ガイドラインを遵守	【飲食店】 ・換気・マスク着用・飛沫防止措置をお願い ・第三者認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守 【飲食店以外】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて	・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・第三者認証制度の推進	【飲食店】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・とくしまコロナお知らせシステムの活用 ・飲食店・宿泊施設の従業員を対象に、県が配布する抗原検査キットを用いた検査を実施 ・抗原検査キットを用いた従業員等の検査に協力いただいている「コロナ対策三ツ星店」の積極的利用を推奨 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施		
学校、大学等		【県立学校】 ・各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については適切な感染対策を行った上で実施 ・部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、合宿や泊を伴う活動も含め通常の活動が可。（ただし、活動実施地域の感染状況や都道府県の対応等確認し、感染防止対策を徹底）	・学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守る ・毎朝の検温等、子どもの体温管理を行い、家族を含めて発熱等の症状がある場合は登校登園を控える ・学校等の休業期間においても感染リスクが高い行動を控える	【大学等】 ・早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底 ・発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底 ・旅行や自宅・友人宅での飲み会、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食における感染防止対策の徹底 ・療養証明・陰性証明の提出を求めない	【県立学校】 ・「学校に立ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施 ・宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可） ・マスク着用は、学校衛生管理マニュアル等を基本としつつ、熱中症リスク等を考慮して対応 ・教職員に対し、ワクチン接種を呼びかけるとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導 （神戸市） 【市立学校】 ・学校衛生管理マニュアルに沿った感染対策を実施 ・熱中症対策を優先し、運動時や登下校時などは積極的にマスクを外すよう指導 ・部活動での宿泊を伴う活動は、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定（学校は不可）	・学校、保育所に対して感染対策責任者による感染予防対策の励行をお願い ・宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可） ・マスク着用は、学校衛生管理マニュアル等を基本としつつ、熱中症リスク等を考慮して対応 ・教職員に対し、ワクチン接種を呼びかけるとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導 （神戸市） 【幼稚園】 ・园児のマスク着用を徹底する ・园児のマスク着用を徹底する	・学校・教育現場での感染予防対策の徹底 ・部活動は、練習試合や合同練習等は慎重に行うこと ・各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動 ・移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場面も注意 ・本人及び家族に発熱等の症状があれば、厳に登校しないこと	・保育施設等、放課後児童クラブは、県ガイドラインを参考に感染防止対策を徹底 ・特別警報発令の場合は、家庭等での保育が可能な方への登園・登所調整の検討を市町村へ働きかけ ・学校行事について県外との往来は慎重に判断する ・教職員を対象に抗原定性検査を実施 ・就職・進学で県外受験する生徒を対象に抗原定性検査を実施 ・部活動における合宿、県外他校との練習試合や交流活動、県外講師招聘等の原則禁止（一ヶ月以内に公式大会等へ参加予定の場合を除く） ・部活動用チェックリスト等を活用し感染防止対策を徹底 ・県外大会参加時等における部員・教員を対象に抗原定性検査を実施 ・通学の再開時等において、陰性確認のための検査や各種証明書の提出を求めない 【児童等利用施設】 ・「専門電話相談窓口」の開設や、県ガイドライン及びチェックリストに基づき、感染防止対策を徹底 ・検査を希望する幼稚園・保育所等職員を対象に、抗原定性検査キットを配布し、「抗原検査」を実施 ・同居の家族も含めて少しでも体調不良の方がいる場合は、児童の登園を控える 【大学・専門学校等】 ・大学等からの要請に基づく「抗原定性検査キット」の配布 ・県の大規模集団接種による「ワクチン接種」の推奨 ・学生等への「薬局等における一般検査」や帰省における「事前のPCR検査」の推奨		
事業所等		・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底 ・テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策を行う	・業種別ガイドラインの遵守 ・在宅勤務等、人との接触を低減する取組の推進 ・職場の感染対策を再点検し、居場所の切り替わりでの注意喚起を徹底 ・症状がある従業員は休業させる	・早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底 ・デリバリーの活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ・重症化リスクのある従業者等への就業上の配慮 ・業種別ガイドラインの遵守 ・高齢者施設での面会は原則自粛	・在宅勤務(テレワーク)取組の協力依頼 ・感染防止取組の徹底及び事業継続計画の取組の要請 ・業種別ガイドライン等の実践 ・重症化リスクのある労働者等への就業上の配慮 ・欠勤等の際の療養証明書等の提出を求めないよう要請 （神戸市） ・職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画の実施準備及び計画に基づく取り組みを行う。	・感染防止策の継続 ・高齢者施設等に対して感染対策責任者による感染予防対策の敢行をお願い	・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・在宅勤務やオンライン面会等の有効活用を ・陰性証明等、各種証明書の求めは控えて	・事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 ・テレワークや分散・交代勤務の促進 ・十分な換気などのエアロゾル感染対策の徹底 ・業種別ガイドラインの遵守 ・勤務の再開時等において、陰性確認のための検査や各種証明書の提出を求めない	・BCP(事業継続計画)の再点検 ・テレワークや時差出勤の推進 ・県外張り紙の県前検査の協力依頼 ・業種別ガイドラインの遵守 ・勤務の再開時等において、陰性確認のための検査や各種証明書の提出を求めない	
ワクチン接種率向上への取組		・県HPやYouTubeで若年層向けにワクチン接種の解説動画やパンフレットを掲載 ・県の広域ワクチン接種センターで、10歳代から20歳代の若年層の接種を促進するため、学生・若者枠(18歳～29歳)を設定するとともに、ノババックスを含め予約なし接種を実施 ・市町と連携し、7月21日～8月15日まで「夏休みワクチン接種促進強化期間」を実施	・京都タワー会場において、副反応への不安のある方へのノババックス接種を実施 ・京都タワー会場において、大学・企業等の団体接種を実施 ・大学・企業等の希望により医療従事者等を派遣する「ワクチン接種バス」による出前接種を実施（京都市） ・市バス・地下鉄広告や啓発CMの活用や市内57か所のバス乗り場広告（シティ・スケープ）、映画CM（市内4映画館）、書店でのおり配布、アソリーマートのレジ広告・店内放送、大学等に設置するフリーベースへの広告掲載、市内の大学・短期大学・専門学校、企業・団体から学生や職員、従業員の皆様への積極的な接種の呼びかけ ・3回目までの接種がまだお済みでない方、約47万人に8月24日（水）から順次、個別案内はがきをお届け	・30代以下の府民をターゲットに、SNS等を活用した広報・啓発を実施 ・県大規模接種会場における予約なし接種を実施し、付近の大学等に、取組等の広報活動を実施 ・経済団体を通じ、企業に若年層をはじめ従業員等の接種促進に向けた協力を働きかけるとともに、協力企業は府HPで公表 ・令和4年5月を「新型コロナワクチン接種促進月間」と位置づけ、県内市町とも連携して、多様な接種促進策を展開（神戸市） ・平日夜間用の集団接種会場を拡充し、12～39歳専用予約枠を設置 ・市HPに若年層向けの特設ページを掲載し、ワクチン接種の正しい知識や効果と副反応について記載 ・若年層に不安を解消してもらうための特設ページを作成（堺市） ・若年層向けに市HPやSNSなどでワクチンの3回目接種を呼びかけ	・県外在住者の内、県内への通勤・通学者も広域接種会場での接種対象に加えたほか、当日予約も実施。さらに、大学、企業等からの団体予約も受け開始 ・企業に対し、その従業員の接種を働きかけること及び接種しやすい職場づくりを依頼 ・県立高校や私立学校に対し、積極的な情報発信を依頼 ・令和4年5月を「新型コロナワクチン接種促進月間」と位置づけ、県内市町とも連携して、多様な接種促進策を展開（神戸市） ・平日夜間用の集団接種会場を拡充し、12～39歳専用予約枠を設置 ・10～30歳代の市民及び市内在勤・在学者を対象に、予約なし・接種券なしで接種可能な「まちなか接種ステーション」を設置	・12～17歳向けの集団接種をショッピングモールで実施（市主催） ・新成人へのプレゼントキャンペーンを展開 ・大学生などを対象とした県営会場への送迎支援や就職活動中の学生を対象とするプレゼントキャンペー等を実施する ・予約なし接種の実施 ・好婦・若年層とその同居家族への優先枠を設定 ・ターミナル駅や大学等から接種会場へシャトルタクシー・バスを運行 ・企業・団体・学校等にワクチンバスを派遣し、オンデマンド型の接種を実施 ・ワクチン接種の効果などについて県立、私立高校への出前説明会の実施及びチラシの配布	・ワクチンに関する疑問を持つ高校生からの質問に、医師や接種を終えた看護学生が答える動画を作成し、県庁舎や市町村、SNS等で発信 ・大規模接種会場における夜間接種日の追加、予約なし接種の実施 ・好婦・若年層とその同居家族への優先枠を設定 ・ターミナル駅や大学等から接種会場へシャトルタクシー・バスを運行 ・企業・団体・学校等にワクチンバスを派遣し、オンデマンド型の接種を実施 ・ワクチン接種の効果などについて県立、私立高校への出前説明会の実施及びチラシの配布			

【まん延防止等重点措置(その3)解除後】減少

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第36回 R4.9.23	外出自粛	・外出自粛を要請していない	・旅行、帰省等の移動や、人が集まる場所では、高齢者の命と健康を守るために、高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること	・外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請 ・食べながらの会話など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 ・感染不安を感じる無症状者の検査受検を推奨	・外出自粛を要請していない	・安全な生活・安全な外出を心がける	・基本的な感染対策の徹底、感染リスクの回避、感染対策が徹底された飲食店の利用	・県外から県内に移動される場合は、本県が用意している「事前PCR検査」や、居住地の一般検査など、無料の検査制度を積極的に活用 ・高齢者や持病のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面や場所への外出に注意 ・自身だけでなく、同居の家族も含めて、少しでも体調不良の方がいる場合は、通勤・登校・登園や外出を控える	
イベントの開催制限	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・業種別ガイドラインの遵守	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底
施設の使用制限	・会食は認証店舗で感染リスクを下げる工夫をして行う ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施	【飲食店】 ・適切な感染対策が講じられているお店(認証店)を利用 ・会話の時はマスクを着用 ・お店では大声で話さない ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにする 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守	【飲食店】 【認証店舗以外】 ・同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可) ・利用者に対し、2時間程度以内での利用を求める 【全ての店舗】 ・利用者に対し、マスク会食の徹底を求める ・カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底 【飲食店以外】 ・これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限等、誘導等)の実施 ・感染防止対策の徹底	【飲食店】 【認証店舗】 ・換気・マスク着用・飛沫防止措置をお願い ・第三者認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守 【飲食店以外】 ・酒類提供の場合はパーテーションの設置等、一定の要件を満たすこと ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 【全ての店舗】 ・商業施設の自己認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守 【飲食店】 ・飲食以外の会話時の適切なマスク着用の推奨 ・利用者の密の回避、手指消毒設備の設置、効果的な換気(二方向の窓開けや気流を阻害しないパーティションの配置等)など業種別ガイドラインに基づく感染対策の徹底を要請 【飲食店以外】 ・入場者の整理、入場者への適切なマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 （神戸市） ・業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底	【飲食店】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて 【飲食店以外】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて	・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・第三者認証制度の推進	【飲食店】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・飲食店・宿泊施設の從業員を対象に、県が配布する抗原検査キットを用いた検査を実施 ・抗原検査キットを用いた従業員等の検査に協力いただいている「コロナ対策ミツ星店」の積極的利用を推奨 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・スポーツ施設等で更衣室を利用する際は、必要最低限の利用に留める		
学校、大学等	【県立学校】 ・各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については適切な感染対策を行った上で実施 ・部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、合宿や泊を伴う活動も含め通常の活動が可。（ただし、活動実施地域の感染状況や都道府県の対応等確認し、感染防止対策を徹底）	・学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守る ・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱等の症状がある場合は登校登園を控える ・学校等の休業期間においても感染リスクが高い行動を控える	【大学等】 ・早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底 ・発熱等の症状がある学生には、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底 ・旅行や自宅・友人宅での飲み会、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食における感染対策の徹底 ・療養証明・陰性証明の提出を求めない	【県立学校】 ・「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染対策を実施 ・宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可） ・マスク着用は、学校衛生管理マニュアル等を基本としつつ、熱中症リスク等を考慮して対応 ・教職員に対し、ワクチン接種を呼びかけるとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導 （神戸市） 【市立学校】 ・学校衛生管理マニュアルに沿った感染対策を実施 ・熱中症対策を優先し、運動時や登下校時などは積極的にマスクを外すよう指導 ・部活動での宿泊を伴う活動は、感染対策が講じられている宿泊施設に限定（学校は不可）	・学校、保育所に対して感染対策責任者による感染予防対策の励行をお願い	・学校・教育現場での感染予防対策の徹底 ・部活動は、練習試合や合同練習等は慎重に行うこと ・各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動 ・移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場合も注意 ・本人及び家族に発熱等の症状があれば、厳に登校しないこと	・保育施設等、放課後児童クラブは、県ガイドラインを参考に感染防止対策を徹底 ・特別警報発令の場合は、家庭等での保育が可能な方への登園・登所調整の検討を市町村へ働きかけ ・学校教育活動及び学校行事は、感染対策を一層徹底の上実施 ・学校において、健康観察のより一層の徹底、マスクの着用や空気の流れを確保した換気の徹底 ・特別警報発令の場合は、分散登校、オンラインによる授業等の実施、学校行事の延期等を検討 ・部活動は、活動中以外のマスク着用や換気等の感染防止の徹底、活動時間の短縮、接触する練習等の回避を検討・実施 ・早期対応のため、子ども関係施設対策チーム及び学校対策チームにより施設指導等を実施	・学校運営に関する留意点に沿った学校運営を行う ・各教科等の指導の指針において特に感染リスクの高い教育活動は実施を控える ・学行事について県外との往来は慎重に判断する ・教職員を対象に抗原定性検査を実施 ・就職・進学で県外へ受験する生徒を対象に抗原定性検査を実施 ・部活動における合宿、県外他校との練習試合や交流活動、県外講師招請等の原則禁止（一ヶ月以内に公式大会等へ参加予定の場合を除く） ・部活動用チェックリスト等を活用し感染対策を徹底 ・県内外大会参加時等における部員・教員を対象に抗原定性検査を実施 ・通常の再開時等において、陰性確認のための検査や各種証明書の提出を求める ・「やむを得ず」登校できない児童生徒への「学びの保障」として、1人1台端末等を活用 ・専門電話相談窓口の開設や、県ガイドライン及びチェックリストに基づき、感染対策を徹底 ・検査を希望する幼稚園・保育所等職員を対象に、抗原定性検査キットを配布し、「抗原検査」を実施 ・同居の家族も含めて少しでも体調不良の方がいる場合は、児童の登園を控える 【県立・専門学校等】 ・大学等からの要請に基づく「抗原定性検査キット」の配布 ・県の大規模集団接種による「ワクチン接種」の推進 ・学生等への「裏面等における一般検査」や帰省時における「事前のPCR検査」の推奨	
事業所等	・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底 ・テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策を行う	・業種別ガイドラインの遵守 ・在宅勤務等、人との接触を低減する取組の推進 ・職場の感染対策を再点検し、居場所の切り替わりでの注意喚起を徹底 ・症状がある従業員は休ませる	・早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底 ・療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底 ・テレワークの活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ・重症化リスクのある従業者等への就業上の配慮 ・業種別ガイドラインの遵守 ・高齢者施設での面会時は、感染対策を徹底すること	・在宅勤務(テレワーク)取組の協力依頼 ・感染防止取組の徹底及び事業継続計画の取組の要請 ・業種別ガイドライン等の実践 ・重症化リスクのある労働者等への就業上の配慮 ・欠勤等の際の療養証明書等の提出を求めないよう要請 （神戸市） ・職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画の実施準備及び計画に基づく取り組みを行う。	・感染防止策の継続 ・高齢者施設等に対して感染対策責任者による感染予防対策の取組の要請	・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・在宅勤務やオンライン面会等の有効活用を	・事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 ・テレワークや分散・交代勤務の促進 ・十分な換気などのエアロゾル感染対策の徹底 ・妊婦・若年層とその同居家族への優先枠を設定 ・ターミナル駅や大学等から接種会場へシャトルタクシー・バスを運行 ・企業・団体・学校等にワクチンバスを派遣し、オンライン型マッチング型の接種を実施 ・ワクチン接種の効果などについて県立・私立高校への出前説明会の実施及びチラシの配布	・BCP(事業継続計画)の再点検 ・テレワークや時差出勤の推進 ・県外出張時の帰県前の検査の協力依頼 ・業種別ガイドラインの遵守 ・勤務の再開時等において、陰性確認のための検査や各種証明書の提出を求める	
ワクチン接種率向上への取組	・県HPやYouTubeで若年層向けにワクチン接種の解説動画やパンフレットを掲載 ・令和4年9・10月には滋賀県職員診療所にノババックス接種センターを設置し、12~17歳の初回接種を中心に接種を実施	・京都タワー会場において、副反応への不安のある方へのノババックス接種を実施 ・京都タワー会場において、大学・企業等の団体接種会場での接種を実施。参加大学・企業を府HPで公表 ・大学・企業等の希望により医療従事者等を派遣する「ワクチン接種バス」による出前接種を実施（京都市） ・市バス・地下鉄広告や啓発CMの活用や市内57か所のバス乗り場広告(シティースケープ)、映画CM(市内4映画館)、書店でのしおり配布、ファミリーマートのレジ広告・店内放送、大学等に設置するフリーペーパーへの広告掲載、市内の大学・短期大学・専門学校・企業・団体から学生や職員、従業員の皆様への積極的な接種の呼びかけ ・3回目までの接種がまだお済みでない方、約47万人に8月24日(水)から順次、個別案内はがきをお届け	・30代以下の府民をターゲットに、SNS等を活用した広報・啓発を実施 ・大学・企業等を対象とした府大規模接種会場での団体接種を実施。参加大学・企業を府HPで公表 ・経済団体を通じ、企業に若年層をはじめ従業員等の接種促進に向けた協力を働きかけるとともに、協力企業等は府HPで公表 ・3回目接種が済んでいない約31万人(12~39歳)を対象に接種勧奨はがきを8/10に発送 ・全ての集団接種会場で3回目専用接種枠を設置(16~39歳) ・市HPに若年層向けの特設ページを掲載し、ワクチン接種の正しい知識や効果と副反応について記載 ・若年層に不安を解消してもらうための特設ページを作成（県市） ・若年層向けに市HPやSNSなどでワクチンの3回目接種を呼びかけ	・若年層向けインターネット広告を作成し、追加接種について啓発 ・県大規模接種会場における予約なし接種を実施し、付近の大学等に、取組等の広報活動を実施 ・企業に対し、その従業員の接種を働きかけること及び接種しやすい職場づくりを依頼 ・令和4年5月を「新型コロナワクチン接種促進月間」と位置づけ、県内市町とも連携して、多様な接種促進策を展開（神戸市） ・平日夜間用の集団接種会場を拡充し、12~39歳専用予約枠を設置 ・10~30歳代の市民及び市内在勤・在学者を対象に、予約なし・接種券なしで接種可能な「まちなか接種ステーション」を設置	・県外在住者の内、県内への通勤・通学者も広域接種会場での接種対象に加えたほか、当日予約も実施。さらに、大学、企業等からの団体予約も受け付け開始 ・県内大学から大規模接種会場への送迎あり接種会場と連携して、多様な接種促進策を展開（神戸市） ・県立高校や私立学校に対し、積極的な情報発信を依頼	・12~17歳向けの集団接種をショッピングモールで実施(市主催)	・新成人へのプレゼントキャンペーンを展開 ・大学生などを対象とした県営会場への送迎支援や就職活動中の学生を対象とするプレゼントキャンペーン等を実施する ・予約なし接種の実施 ・妊娠・若年層とその同居家族への優先枠を設定 ・ターミナル駅や大学等から接種会場へシャトルタクシー・バスを運行 ・企業・団体・学校等にワクチンバスを派遣し、オンライン型マッチング型の接種を実施 ・ワクチン接種の効果などについて県立・私立高校への出前説明会の実施及びチラシの配布	・ワクチンに関する疑問を持つ高校生からの質問に、医師や接種を終えた看護学生が答える動画を作成し、県庁舎や市町村、SNS等で発信 ・大規模接種会場における夜間接種日の追加、予約なし接種の実施 ・ターミナル駅や大学等から接種会場へシャトルタクシー・バスを運行 ・企業・団体・学校等にワクチンバスを派遣し、オンライン型マッチング型の接種を実施 ・ワクチン接種の効果などについて県立・私立高校への出前説明会の実施及びチラシの配布	

【まん延防止等重点措置(その3)解除後】減少

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第37回 R4.10.15	外出自粛	・外出自粛を要請していない	・旅行、帰省等の移動や、人が集まる場所では、混雑状況に気をつけ、基本的な感染対策の実践等、感染リスクを回避する行動をとる ・高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場所への外出を控えるなど特に注意 ・体調に不安があるときは家族も含めて外出を控える	・高齢者の命と健康を守るために、高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること	・外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請 ・食べながらの会話など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 ・感染不安を感じる無症状者の検査受検を推奨	・外出自粛を要請していない	・安全な生活・安全な外出を心がける	・基本的な感染対策の徹底、感染リスクの回避、感染対策が徹底された飲食店の利用 ・県外先の自治体の要請や情報を踏まえた行動をするとともに、帰県後は無料検査を積極的に受けける	・県外から県内に移動される場合は、本県が用意している「事前PCR検査」や、居住地の一般検査など、無料の検査制度を積極的に活用 ・自身だけでなく、同居の家族も含めて、少しでも体調不良の方がいる場合は、通勤・登校・登園や外出を控える
	イベントの開催制限	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる ・業種別ガイドラインの遵守	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底
施設の使用制限		・会食は認証店舗で感染リスクを下げる工夫をして行う ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施	【飲食店】 ・適切な感染対策が講じられているお店(認証店舗)を利用 ・会話の時はマスクを着用 ・お店では大声で話さない ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにする 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守	【飲食店】 ・認証店舗以外 ・同一大きなグループ・同一テーブル4人以内を要請(5人以上不可) ・利用者に対し、2時間程度以内での利用を求める 【飲食店以外】 ・利用者に対し、マスク会食の徹底を求める ・カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底 【飲食店以外】 ・これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ・感染防止対策の徹底	【飲食店】 ・認証店舗 ・第三者認証制度の推進 【飲食店以外】 ・酒類提供の場合はパーテーションの設置等、一定の要件を満たすこと 【全ての店舗】 ・利用者に対し、マスク会食の徹底を求める ・カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底 【飲食店以外】 ・これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ・感染防止対策の徹底	【飲食店】 ・換気・マスク着用・飛沫防止措置をお願い ・業種別ガイドラインを遵守 【飲食店以外】 ・商業施設の自己認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守	【飲食店】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて 【飲食店以外】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・業種別ガイドラインを遵守	・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・第三者認証制度の推進	【飲食店】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・第三者認証制度の推進 ・としてコロナお知らせシステムの活用 ・飲食店・宿泊施設の従業員を対象に、県が配布する抗原検査キットを用いた検査を実施 ・抗原検査キットを用いた従業員等の検査に協力している「コロナ対策三ツ星店」の積極的利用を推奨 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・スポーツ施設等で更衣室を利用する際は、必要最低限の利用に留める
学校、大学等		【県立学校】 ・各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については適切な感染対策を行った上で実施 ・部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、合宿や泊を伴う活動も含め通常の活動が可。(ただし、活動実施地域の感染状況や都道府県の対応等確認し、感染防止対策を徹底)	・学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守る ・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱等の症状がある場合は登校登園を控える ・学校等が休みの日においても感染リスクが高い行動を控える	【大学等】 ・早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底 ・発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底 ・学校等が休みの日においても感染リスクが高い行動を控える ・旅行や自宅・友人宅での飲み会、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食における感染防止対策の徹底 ・療養証明・陰性証明の提出を求めない	【県立学校】 ・「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施 ・宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可) ・マスク着用は、学校衛生管理マニュアル等を基本としつつ、熱中症リスク等を考慮して対応 ・教職員に対し、ワクチン接種を呼びかけるとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導(神戸市) 【市立学校】 ・学校衛生管理マニュアルに沿った感染対策を実施 ・熱中症対策を優先し、運動時や登下校時などは積極的にマスクを外すよう指導 ・部活動での宿泊を伴う活動は、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定(学校は不可)	・学校、保育所に対して感染対策責任者による感染予防対策の励行をお願い	・学校・教育現場での感染予防対策の徹底 ・部活は、練習試合や合同練習等は慎重に行うこと ・各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動 ・移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場合も注意 ・本人及び家族に発熱等の症状があれば、厳に登校しないこと	・保育施設等、放課後児童クラブは、県ガイドラインを参考に感染予防対策を徹底 ・特別警報発令の場合は、家庭等での保育が可能な方への登園・登所調整の検討を市町村へ働きかけ ・教職員を対象に抗原定性検査を実施 ・就職・進学で県外受験する生徒を対象に抗原定性検査を実施 ・部活動における練習試合、合宿等の実施については、実施するところに確認した上で、適切に判断するとともに、実施の際は、感染対策を徹底する ・学校において、健康観察のより一層の徹底、マスクの着用や空気の流れを確保した換気の徹底 ・特別警報発令の場合は、分散登校、オンラインによる授業等、学校行事の延期等を検討 ・部活動は、活動中以外のマスク着用や換気等の感染防止の徹底、活動時間の短縮、接触する練習等の回避を検討・実施 ・早期対応のため、子ども関係施設対策チーム及び学校対策チームにより施設指導等を実施	・学校運営に関する留意点に沿った学校運営を行う ・各教科等の指導において感染リスクの高い教育活動は指導に関する工夫などを実施 ・学校行事等の実施について当該地域の感染状況等を十分に確認する上に適切に判断する ・教職員を対象に抗原定性検査を実施 ・就職・進学で県外受験する生徒を対象に抗原定性検査を実施 ・部活動における練習試合、合宿等の実施については、実施するところに確認した上で、適切に判断するとともに、実施の際は、感染対策を徹底する ・学校において、健康観察のより一層の徹底、マスクの着用や空気の流れを確保した換気の徹底 ・特別警報発令の場合は、分散登校、オンラインによる授業等、学校行事の延期等を検討 ・部活動は、活動中以外のマスク着用や換気等の感染防止の徹底、活動時間の短縮、接触する練習等の回避を検討・実施 ・通学の再開等において、陰性確認のための検査や各種証明書の提出を求める ・やむを得ず、登校できない児童生徒への「学びの保障」として、児童等利用施設 ・検査を希望する幼稚園・保育所等職員を対象に、抗原定性検査キットを配布し、「抗原検査」を実施 ・同居の家族も含めて少しでも体調不良の方がいる場合は、児童の登園を控える 【大学・専門学校等】 ・大学等からの要請に基づく「抗原定性検査キット」の配布 ・県の大規模集団接種による「ワクチン接種」の推奨 ・学生等への「薬局等における一般検査」や帰省時における「事前のPCR検査」の推奨
事業所等		・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底 ・テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策を行う	・業種別ガイドラインの遵守 ・在宅勤務等、人との接触を低減する取組の推進 ・出勤時の検温等の健康管理を行い、家族を含めて症状がある場合は勤務させないとともに医療機関へ相談するよう指導する ・職場の感染対策を再点検し、居場所の切り替わりでの注意喚起を徹底 ・症状がある従業員は休憩させる	・早期の3回目のワクチン接種を検討するよう周知徹底 ・在宅勤務等、人との接触を低減する取組の推進 ・出勤時の検温等の健康管理を行い、家族を含めて症状がある場合は勤務させないとともに医療機関へ相談するよう指導する ・職場の感染対策を再点検し、居場所の切り替わりでの注意喚起を徹底 ・症状がある従業員は休憩させる	・在宅勤務(テレワーク)取組の協力依頼 ・感染防止取組の徹底及び事業継続計画の取組の要請 ・テレワークの活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ・重症化リスクのある従業員等への就業上の配慮 ・久勤等の際の療養証明書等の提出を求めるよう要請(神戸市) ・業種別ガイドラインの遵守 ・高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること	・感染防止策の継続 ・高齢者施設等に於ける感染対策責任者による感染予防対策の取組をお願い	・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・在宅勤務やオンライン面会等の有効活用を	・事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 ・テレワークや分散・交代勤務の促進 ・十分な換気などのエアロゾル感染対策の徹底	・基本的な感染防止対策の徹底 ・BCP(事業継続計画)の再点検 ・従業員やその家族の休暇管理、無料検査受検への配慮 ・テレワークや時差出勤の推進 ・業種別ガイドラインの遵守
ワクチン接種率向上への取組		・県HPやYouTubeで若年層向けにワクチン接種の解説動画やパンフレットを掲載 ・令和4年9・10月には滋賀県職員診療所にノババックス接種センターを設置し、12～17歳の初回接種を中心に接種を実施	・京都タワー会場において、副反応への不安のある方へのノババックス接種を実施 ・京都タワー会場において、大学・企業等の団体接種を実施 ・大学・企業等の希望により医療従事者等を派遣する「ワクチン接種バス」による出前接種を実施(京都市) ・市バス・地下鉄広告や啓発CMの活用や市内57か所のバス乗り場広告(シティースケープ)、映画CM(市内4映画館)、書店でのおり配布、ファミリーマートのレジ広告・店内放送、大学等に設置するフリーべーパーへの広告掲載、市内の大学・短期大学・専門学校、企業・団体から学生や職員、従業員の皆様への積極的な接種の呼びかけ ・3回目までの接種がまだお済みでない方、約47万人に8月24日(水)から順次、個別案内はがきをお届け	・30代以下の府民をターゲットに、SNS等を活用した広報・啓発を実施 ・大学・企業等を対象とした府大規模接種会場での団体接種を実施。参加大学・企業を府HPで公表 ・経済団体を通じて、企業に若年層をはじめ従業員等の接種促進に向けた協力を働きかけるとともに国補助への県独自の追加支援を実施(神戸市) ・平日夜間用の集団接種会場を拡充し、12～39歳専用予約枠を設置 ・10～30歳代の市民及び市内在勤・在学者を対象に、予約なし・接種券なしで接種可能な「まちなか接種ステーション」を設置 ・市HPに若年層向けの特設ページを掲載し、ワクチン接種の正しい知識や効果と副反応について記載 ・若年層に不安を解消してもらうための特設ページを作成(堺市) ・若年層向けに市HPやSNSなどでワクチンの3回目接種を呼びかけ	・若年層向けインターネット広告を作成し、追加接種について啓発 ・県大規模接種会場における予約なし接種を実施し、付近の大学等に、取組等の広報活動を実施 ・県内大学から大規模接種会場への送迎にあたり国補助への県独自の追加支援を実施(神戸市) ・平日夜間用の集団接種会場を拡充し、12～39歳専用予約枠を設置 ・10～30歳代の市民及び市内在勤・在学者を対象に、予約なし・接種券なしで接種可能な「まちなか接種ステーション」を設置	・県外在住者の内、県内への通勤・通学者も広域接種会場での接種対象に加えたほか、当日予約も実施。さらに、大学、企業等からの団体予約も受付開始 ・企業に対し、その従業員の接種を働きかけること及び接種しやすい職場づくりを依頼 ・県立高校や私立学校に対し、積極的な情報発信を依頼	・12～17歳向けの集団接種をショッピングモールで実施(市主催) ・新成人へのプレゼントキャンペーンを展開 ・大学生などを対象とした県営会場への送迎支援や就職活動中の学生を対象とするプレゼントキャンペーン等を実施する ・予約なし接種の実施 ・妊娠・若年層とその同居家族への優先枠を設定 ・ターミナル駅や大学等から接種会場へシャトルタクシー・バスを運行 ・企業・団体・学校等にワクチンバスを派遣し、オーダーメード型の接種を実施 ・ワクチン接種の効果などについて県立・私立高校への出前説明会の実施及びチラシの配布	・ワクチンに関する疑問を持つ高校生からの質問に、医師や接種を終えた看護学生が答える動画を作成し、県庁舎や市町村・SNS等で発信 ・大規模接種会場における夜間接種日の追加、予約なし接種の実施 ・同居の家族も含めて少しでも体調不良の方がいる場合は、児童の登園を控える 【大学・専門学校等】 ・大学等からの要請に基づく「抗原定性検査キット」の配布 ・県の大規模集団接種による「ワクチン接種」の推奨 ・学生等への「薬局等における一般検査」や帰省時における「事前のPCR検査」の推奨	

【まん延防止等重点措置(その3)解除後】再拡大

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第38回 R.4.11.3	外出自粛	・外出自粛を要請していない	・旅行、帰省等の移動や、人が集まる場所では、混雑状況に気をつけ、基本的な感染対策の実践等、感染リスクを回避する行動をとる ・高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場所への外出を控えるなど特に注意 ・体調に不安があるときは家族も含めて外出を控える	・高齢者の命と健康を守るために、高齢者及び同居家族等日常に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること	・外出時には混雑している場所や時間を避け少人数での行動を要請 ・食べながらの会話など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 ・感染不安を感じる無症状者の検査受検を推奨	・外出自粛を要請していない	・安全な生活・安全な外出を心がける	・基本的な感染対策の徹底、感染リスクの回避、感染対策が徹底された飲食店の利用 ・県外先の自治体の要請や情報を踏まえた行動をするとともに、帰県後は無料検査を積極的に受ける	・県外から県内に移動される場合は、本県が用意している「事前PCR検査」や、居住地の一般検査など、無料の検査制度を積極的に活用 ・自身だけでなく、同居の家族も含めて、少しでも体調不良の方がいる場合は、通勤・登校・登園や外出を控える
	イベントの開催制限	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる ・業種別ガイドラインの遵守	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底
施設の使用制限		・会食は認証店舗で感染リスクを下げる工夫をして行う ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・会話の時はマスクを着用 ・お店では大声で話さない ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにする ・【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守	【飲食店】 ・適切な感染対策が講じられているお店(認証店)を利用 ・会話の時はマスクを着用 ・お店では大声で話さない ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにする ・【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守	【飲食店】 【認証店舗以外】 ・同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可) ・利用者に対し、2時間程度以内での利用を求める 【全ての店舗】 ・利用者に対し、マスク会食の徹底を求める ・カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底 【飲食店以外】 ・これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ・感染防止対策の徹底	【飲食店】 【認証店舗】 ・認証店認証基準の遵守 【認証店舗以外】 ・第三者認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守 ・飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意 【飲食店以外】 ・商業施設の自己認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守 ・飲食以外の会話時の適切なマスク着用の推奨 ・利用者の密の回避、手指消毒設備の設置、効果的な換気(二方向の窓開けや気流を阻害しないパーテーションの配置等)など業種別ガイドラインに基づく感染対策の徹底を要請 【飲食店以外】 ・入場者の整理、入場者への適切なマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 （神戸市） ・業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底	【飲食店】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 【認証店舗以外】 ・飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて 【飲食店以外】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて	・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・第三者認証制度の推進 ・飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて 【飲食店以外】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて	【飲食店】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・第三者認証制度の推進 ・飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて 【飲食店以外】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて	【飲食店】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・第三者認証制度の推進 ・飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて 【飲食店以外】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて
学校、大学等		【県立学校】 ・各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については適切な感染対策を行った上で実施 ・部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、合宿や泊を伴う活動も含め通常の活動が可。（ただし、活動実施地域の感染状況や都道府県の対応等確認し、感染防止対策を徹底）	・学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守る ・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱等の症状がある場合は登校登園を控える ・部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、合宿や泊を伴う活動も含め通常の活動が可。（ただし、活動実施地域の感染状況や都道府県の対応等確認し、感染防止対策を徹底）	【大学等】 ・早期のワクチン接種(オミクロン株対応ワクチンの接種含む)を検討するよう周知徹底 ・発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底 ・学校等が休みの日においても感染リスクが高い行動を控える ・旅行や自宅・友人宅での飲み会、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食における感染防止対策の徹底 ・療養証明・陰性証明の提出を求める	【県立学校】 ・早期のワクチン接種(オミクロン株対応ワクチンの接種含む)を検討するよう周知徹底 ・発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底 ・旅行や自宅・友人宅での飲み会、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食における感染防止対策の徹底 ・療養証明・陰性証明の提出を求める	【大学等】 ・早期のワクチン接種(オミクロン株対応ワクチンの接種含む)を検討するよう周知徹底 ・発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底 ・旅行や自宅・友人宅での飲み会、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食における感染防止対策の徹底 ・療養証明・陰性証明の提出を求める	・学校、保育所に対して感染対策責任者による感染予防対策の励行をお願い	・学校・教育現場での感染予防対策の徹底 ・部活動は、練習試合や合同練習等は慎重に行うこと ・各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動 ・移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場面も注意 ・本人及び家族に発熱等の症状があれば、厳に登校しないこと	・保育施設等、放課後児童クラブは、県ガイドラインを参考に感染防止対策を徹底 ・特別警報発令の場合は、家庭等での保育が可能な方への登園・登所調整の検討を市町村へ働きかけ ・学校教育活動及び学校行事は、感染防止対策を一層徹底の上実施 ・部活動における練習試合、合宿等の実施については、当該地域の感染状況等を十分に確認した上で適切に判断する ・就職・進学で県外受験する生徒を対象に抗原定性検査を実施 ・部活動における練習試合、合宿等の実施については、当該地域の感染状況等を十分に確認した上で、適切に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底する ・部活動用チケットリスト等を活用し感染防止対策を徹底する ・通学の再開時等において、陰性確認のための検査や各種証明書の提出を求める ・やむを得ず、登校できない児童生徒への「学びの保障」として、1人1台端末等を活用 （児童等利用施設） ・県ガイドライン及びチェックリストに基づき、感染防止対策を徹底 ・検査を希望する幼稚園・保育所等職員を対象に、抗原定性検査キットを配布し、「抗原検査」を実施 ・同居の家族も含めて少しでも体調不良の方がいる場合、児童の登園を控える 【大学・専門学校等】 ・大学等からの要請に基づく「抗原定性検査キット」の配布 ・県の大規模集団接種による「ワクチン接種」の推奨 ・学生等への「葉局等における一般検査」や帰省時における「事前のPCR検査」の推奨
事業所等		・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底 ・テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策を行う	・業種別ガイドラインの遵守 ・在宅勤務等、人ととの接触を低減する取組の推進 ・療養証明・陰性証明の提出を求めるよう周知徹底 ・出勤時の検温等の健康管理を行い、家族を含めて症状がある場合は勤務させないとともに医療機関へ相談するよう指導する ・職場の感染対策を再点検し、居場所の切り替わりでの注意喚起を徹底 ・症状がある従業員は休勤させる	・早期のワクチン接種(オミクロン株対応ワクチンの接種含む)を検討するよう周知徹底 ・療養証明・陰性証明の提出を求める ・テレワークの活用、時差出勤、自転車通勤等、人ととの接触を低減する取組みを進めること ・重症化リスクのある従業員等への就業上の配慮 ・業種別ガイドラインの遵守 ・職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画の実施準備及び計画に基づく取り組みを行う。	・在宅勤務(テレワーク)取組の協力依頼 ・感染防止取組の徹底及び事業継続計画の取組の要請 ・業種別ガイドライン等の実践 ・重症化リスクのある労働者等への就業上の配慮 ・欠勤等の際の療養証明書等の提出を求めるよう要請 （神戸市） ・業種別ガイドラインの遵守 ・職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画の実施準備及び計画に基づく取り組みを行う。	・感染防止策の継続 ・高齢者施設等に対する感染対策責任者による感染予防対策の取組を要請	・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・在宅勤務やオンライン面会等の有効活用を	・事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 ・テレワークや分散・交代勤務の促進 ・十分な換気などのエアロゾル感染対策の徹底	・基本的な感染防止対策の徹底 ・BCP(事業継続計画)の再点検 ・従業員やその家族の体調管理、無料検査受検への配慮 ・テレワークや時差出勤の推進 ・業種別ガイドラインの遵守
ワクチン接種率向上への取組		・県HPやYouTubeで若年層向けにワクチン接種の解説動画やパンフレットを掲載 ・令和4年9・10月には滋賀県職員診療所にノハッパックス接種センターを設置し、12~17歳の初回接種を中心に接種を実施	・京都タワー会場において、副反応への不安のある方へのノハッパックス接種を実施 ・京都タワー会場において、大学・企業等の団体接種を実施 ・大学・企業等の希望により医療従事者等を派遣する「ワクチン接種バス」による出前接種を実施（京都市） ・市バス・地下鉄広告や啓発CMの活用や市内57か所のバス乗り場広告（シティ・スケープ）、映画CM（市内4映画館）、書店でのおしゃり配布、ファミリーマートのレジ広告・店内放送、大学等に設置するフリーペーパーへの広告掲載、市の大学・短期大学・専門学校、企業・団体から学生や職員、従業員の皆様への積極的な接種の呼びかけ ・3回目までの接種がまだお済みでない方、約47万人に8月24日（水）から順次、個別案内が届け	・30代以下の府民をターゲットに、SNS等を活用した広報・啓発を実施 ・大学・企業等を対象とした府大規模接種会場での団体接種を実施。参加大学・企業を府HPで公表 ・経済団体を通じ、企業に若年層をはじめ従業員等の接種促進に向けた協力を働きかけるとともに、協力企業を府HPで公表（大阪市） ・10/20より3回目・4回目未接種者に接種勧奨はがきを順次発送。10/28には就学児を対象に送付。 ・全ての集団接種会場で3回目専用接種枠を設置（16~39歳） ・市HPに若年層向けの特設ページを掲載し、ワクチン接種の正しい知識や効果と副反応について記載 ・若年層に不安を解消してもらうための特設ページを作成（堺市） ・若年層向けに市HPやSNSなどでワクチンの3回目接種を呼びかけ	・県外在住者の内、県内への通勤・通学者も広域接種会場での接種対象に加えられたほか、当日予約も実施。さらに、大学・企業等からの団体予約も受付開始 ・企業に対し、その従業員の接種を働きかけること及び接種しやすい職場づくりを依頼 ・県立高校や私立学校に対し、積極的な情報発信を依頼	・12~17歳向けの集団接種をショッピングモールで実施（市主催）	・2歳ワクチン接種のためのプレゼントキャンペーンを開催	・ワクチンに関する疑問を持つ高校生からの質問に、医師や接種を終えた看護学生が答える動画を作成し、県庁舎や市町村、SNS等で発信 ・アレルギー等で接種ができない方のために、県内10箇所の医療機関をノハッパックス接種センターとして認証し、令和4年10月13日から接種開始	

【まん延防止等重点措置(その3)解除後】再拡大

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第39回 R4.12.1 ～ 第40回 R5.1.26	外出自粛	・外出自粛を要請していない	・旅行、帰省等の移動や、人が集まる場所では、混雑状況に気をつけ、基本的な感染対策の実践等、感染リスクを回避する行動をとる ・高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場所への外出を控えるなど特に注意 ・体調に不安があるときは家族も含めて外出を控える	・高齢者の命と健康を守るために、高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること	・外出時には混雑している場所や時間を避け、少人数での行動を要請 ・食べながらの会話など、感染リスクが高い行動の自粛を要請 ・感染不安を感じる無症状者の検査受検を推奨	・外出自粛を要請していない	・安全な生活・安全な外出を心がける	・基本的に感染対策の徹底、感染リスクの回避、感染対策が徹底された飲食店の利用 ・県外先の自治体の要請や情報を踏まえた行動をするとともに、帰県後は無料検査を積極的に受けれる	・県外から県内に移動される場合は、本県が用意している「事前PCR検査」や、居住地の一般検査など、無料の検査制度を積極的に活用 ・自身だけでなく、同居の家族も含めて、少しでも体調不良の方がいる場合は、通勤・登校・登園や外出を控える
	イベントの開催制限	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる ・業種別ガイドラインの遵守	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底
施設の使用制限		・会食は認証店舗で感染リスクを下げる工夫をして行う ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施	【飲食店】 ・適切な感染対策が講じられているお店(認証店)を利用 ・会話の時はマスクを着用 ・お店では大声で話さない ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにする 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守	【飲食店】 ・認証店舗以外 ・同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可) ・利用者に対し、2時間程度以内での利用を求める 【全ての店舗】 ・利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること ・カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底 【飲食店以外】 ・これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ・感染防止対策の徹底	【飲食店】 ・認証店舗の遵守 ・酒類提供の場合にはパーテーションの設置等、一定の要件を満たすこと 【全ての店舗】 ・利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること ・飲食以外の会話時の適切なマスク着用の推奨 ・利用者の密の回避、手指消毒設備の設置、効果的な換気(二方向の窓開けや気流を阻害しないパーテーションの配置等)など業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 【飲食店以外】 ・入場者の整理、入場者への適切なマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 （神戸市） ・業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底	【飲食店】 ・換気・マスク着用・飛沫防止措置をお願い ・第三者認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守 【飲食店以外】 ・商業施設の自己認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守	【飲食店】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて 【飲食店以外】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて	・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・第三者認証制度の推進	【飲食店】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・飲食店・宿泊施設の従業員を対象に、県が配布する抗原検査キットを用いた検査を実施 ・抗原検査キットを用いた従業員等の検査に協力いただいている「コロナ対策三ツ星店」の積極的利用を推奨 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 ・スポーツ施設等更衣室を利用する際は、必要最低限の利用に留める
学校、大学等		【県立学校】 ・各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については適切な感染対策を行った上で実施(第39回) ・部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、合宿や泊を伴う活動も含め通常の活動が可。(ただし、活動実施地域の感染状況や都道府県の対応等確認し、感染防止対策を徹底)(第39回) ・各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」については適切な感染対策を行った上で実施(感染拡大局面にある学校においては、状況に応じて適切に対応)(第40回) ・部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、合宿や泊を伴う活動も含め通常の活動が可。(ただし、実施の時期を慎重に判断し、活動実施地域の感染状況や都道府県の対応等確認し、感染防止対策を徹底)(第40回)	・学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守る ・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱等の症状がある場合は登校登園を控える ・学校等が休みの日においても感染リスクが高いう行動を控える	【大学等】 ・早期のワクチン接種(オミクロン株対応ワクチンの接種含む)を検討するよう周知徹底 ・発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底 ・旅行や自宅・友人宅での飲み会、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食における感染防止対策の徹底 ・療養証明・陰性証明の提出を求めない	【県立学校】 ・学校に持ち込まない、学校内に広げないを基本に、十分な感染防止対策を実施 ・宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可) ・マスク着用は、学校衛生管理マニュアル等を基本としつつ、熱中症リスク等を考慮して対応 ・教職員に対し、ワクチン接種を呼びかけるとともに、感染リスクの高い行動等を自重するよう指導 （神戸市） 【市立学校】 ・学校衛生管理マニュアルに沿った感染対策を実施 ・熱中症対策を優先し、運動時や登下校時などは積極的にマスクを外すよう指導 ・部活動での宿泊を伴う活動は、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定(学校は不可)	・学校、保育所に対して感染対策責任者による感染予防対策の励行をお願い	・学校・教育現場での感染予防対策の徹底 ・部活は、練習試合や合同練習等は慎重に行うこと ・昼食時は、黙食、対面にならないこと及び会話する場合はマスク着用を徹底。 ・各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動 ・移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場合も注意 ・本人及び家族に発熱等の症状があれば、厳に登校しないこと	・本人、家族が体調に違和感がある場合には絶対に登校しないことの徹底。 ・昼食時は、黙食、対面にならないこと及び会話する場合はマスク着用を徹底。 ・各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動 ・移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場合も注意 ・本人及び家族に発熱等の症状があれば、厳に登校しないこと	・学校運営に関する留意点に沿った学校運営を行つ ・各教科等の指導において感染リスクの高い教育活動は指導に関する工夫などを実施 ・学校行事の実施について当該地域の感染状況等を十分に確認した上で適切に判断する ・教職員を対象に抗原定性検査を実施 ・就職・進学で県外で受験する生徒を対象に抗原定性検査を実施 ・部活動における練習試合・合宿等の実施については、当該地域の感染状況等を十分に確認した上で、適切に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底する ・部活動用マッチリスト等を活用し感染防止対策を徹底 ・部室・手洗い場・更衣室等の感染防止対策に係る掲示物を目立つように貼ることの徹底。 ・保育施設等、放課後児童クラブは、県ガイドラインを参考に児童・職員の健康管理、正しいマスク着用や手指消毒、暖房使用時のこまめな換気など基本的な感染防止対策を徹底 ・早期対応のため、子ども関係施設対策チーム一ム及び学校対策チームにより施設指導等を実施
事業所等		・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策を徹底し、利用者にも感染防止策への協力依頼を行う ・テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策を行う	・業種別ガイドラインの遵守 ・在宅勤務等、人との接触を低減する取組の推進 ・出勤時の検温等の健康管理を行い、家族を含めて症状がある場合は勤務させないとともに医療機関へ相談するよう指導する ・職場の感染対策を再点検し、居場所の切り替わりでの注意喚起を徹底 ・症状がある従業員は休業させる	・早期のワクチン接種(オミクロン株対応ワクチンの接種含む)を検討するよう周知徹底 ・療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底 ・テレワークの活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること ・重症化リスクのある従業員等への就業上の配慮 ・業種別ガイドラインの遵守 ・高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること	・在宅勤務(テレワーク)取組の協力依頼 ・感染防止取組の徹底及び事業継続計画の取組の要請 ・業種別ガイドライン等の実践 ・重症化リスクのある労働者等への就業上の配慮 ・欠勤等の際の療養証明書等の提出を求めないよう要請 （神戸市） ・職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画の実施準備及び計画に基づく取り組みを行う。	・感染防止策の継続 ・高齢者施設等に対して感染対策責任者による感染予防対策の取組を希望する	・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・在宅勤務やオンライン面会等の有効活用を	・事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 ・テレワークや分散・交代勤務の促進 ・十分な換気などのエアロソル感染対策の徹底	・基本的な感染防止対策の徹底 ・BCP(事業継続計画)の再点検 ・従業員やその家族の体調管理、無料検査受検への配慮 ・テレワークや時差出勤の推進 ・業種別ガイドラインの遵守
ワクチン接種率向上への取組		・県HPやYouTubeで若年層向けにワクチン接種の解説動画やパンフレットを掲載 ・県大規模接種会場において、県内在住者だけでなく県外在住者(県内への通勤・通学者、県内に本拠を置く事業所・学校に在籍する方、県出身者)も接種対象。また「予約なし接種」の実施、「学生・若者優先枠」や1ヶ月以上先の予約ができる「事業所・団体先行予約枠」を設定。(第39回) ・R4.11.15～R5.1.16を「年末年始ワクチン接種促進強化期間」とし県内市町と連携して接種機会の拡大を図り、特に若年層に対し情報発信している。(第39回) ・R5.1.17～R5.2.20を「オミクロン株対応ワクチン一人1回」接種促進強化期間「年末年始ワクチン接種促進強化期間」とし、県内市町と連携して接種機会の拡大を図り、特に若年層に対し情報発信している。(第40回)	・京都タワー会場において、大学・企業等の団体接種の解説動画やパンフレットを掲載 ・京都大規模接種会場において、県内在住者だけでなく県外在住者(県内への通勤・通学者、県内に本拠を置く事業所・学校に在籍する方、県出身者)も接種対象。また「予約なし接種」の実施、「学生・若者優先枠」や1ヶ月以上先の予約ができる「事業所・団体先行予約枠」を設定。(第39回) ・R4.11.15～R5.1.16を「年末年始ワクチン接種促進強化期間」とし県内市町と連携して接種機会の拡大を図り、特に若年層に対し情報発信している。(第39回) ・R5.1.17～R5.2.20を「オミクロン株対応ワクチン一人1回」接種促進強化期間「年末年始ワクチン接種促進強化期間」とし、県内市町と連携して接種機会の拡大を図り、特に若年層に対し情報発信している。(第40回)	・30代以下の府民をターゲットに、SNS等を活用した広報・啓発を実施 ・大学・企業等を対象とした府大規模接種会場での団体接種を実施。参加大学・企業を府HPで公表 ・イオンモール久御山及び福知山店に臨時接種会場を開設(京都都市) ・働いている方、学んでいる方が接種しやすいよう、「平日夜間」や「金曜日・土曜日」にも集団接種会場を開設している。また、予定を立てにくい方のため、「事前予約なし」での接種も実施している。 ・若年層等の目に留まるよう、更なる広報・情報発信に取り組んでいる。 ・CMソング形式の動画(30秒CM動画)の制作 ・特設WEBサイト(ランディングページ)の開設 ・接種への理解促進動画(90秒動画)の制作 ・WEB広告(Youtube、LINE、Instagram、Twitter、TVer) ・映画館CMの放映 ・京都市バスの側面広告の掲示	・若年層向けインターネット広告を作成し、追加接種について啓発(第39回) ・大学・企業等を対象とした府大規模接種会場での接種対象に加えたほか、当日予約も実施 ・現役世代の接種率向上のため、企業・団体向けに接種検討を依頼する通知を発出(令和4年10月・12月)(第40回) ・県内大学から大規模接種会場への送迎にあたり国補助への県独自の追加支援を実施(第39回) ・11月中旬から12月下旬をワクチン接種強化期間と位置づけ県接種会場の利便性向上や小児接種の促進に取り組むとともに普及啓発を強化。(第39回) ・CMソング形式の動画(30秒CM動画)の制作 ・特設WEBサイト(ランディングページ)の開設 ・接種への理解促進動画(90秒動画)の制作 ・WEB広告(Youtube、LINE、Instagram、Twitter、TVer) ・映画館CMの放映 ・京都市バスの側面広告の掲示	・12～17歳向けの集団接種をショッピングモールで実施(市主催)(第39回) ・乳幼児接種の特設サイトを開設、ワンストップ相談窓口を設置、動画CMを公開(第39回) ・県立高校や私立学校に対し、積極的な情報発信を依頼 ・乳幼児接種の有効性や安全性の理解を深めるチラシを作成し小児医療機関や保育施設等に配布(第39回) ・乳幼児接種のための特別な体制確保時の費用や一定数以上のワクチン接種を実施した医療機関に対する県独自の財政支援を実施。(第39回) ・オミクロン株対応ワクチンの安全性や効果などをまとめたQ&Aを作成するなど、情報発信を充実	・大学等へワクチンバスによる巡回接種を実施(実績3,000人を突破)(第39回) ・乳幼児接種の特設サイトを開設、ワンストップ相談窓口を設置、動画CMを公開(第39回) ・県内10箇所の医療機関をノバックス接種センターとして認証し、令和4年10月13日から接種開始		

【まん延防止等重点措置(その3)解除後】減少

本部会議	区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
第41回 R5.3.4 ～ 第42回 R5.3.23	外出自粛	・外出自粛を要請していない	・旅行、帰省等の移動や、人が集まる場所では、混雑状況に気をつけ、基本的な感染対策の実践等、感染リスクを回避する行動をとる ・高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場所への外出を控えるなど特に注意 ・体調に不安があるときは家族も含めて外出を控える	・高齢者の命と健康を守るため、高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること	・外出時には混雑している場所や時間を避け少人数での行動を要請 ・食べながらの会話など、感染リスクが高い行動の自粛を要請(第41回) ・感染不安を感じる無症状者の検査受検を推奨(第41回) ・マスク着用は個人の判断を基本(第42回)	・外出自粛を要請していない	・安全な生活・安全な外出を	・基本的な感染対策の徹底、感染リスクの回避、感染対策が徹底された飲食店の利用 ・県外先の自治体の要請や情報を踏まえた行動をするとともに、帰県後は無料検査を積極的に受ける ・マスクは場面に応じて適切に着用する(第42回)	・県外から県内に移動される場合は、本県が用意している「事前PCR検査」や、居住地の一般検査など、無料の検査制度を積極的に活用 ・自身だけでなく、同居の家族も含めて、少しでも体調不良の方がいる場合は、通勤・登校・登園や外出を控える
	イベントの開催制限	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底	・国の基準に準ずる ・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底
施設の使用制限	・会食は認証店舗で感染リスクを下げる工夫をして行う ・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策を徹底し、利用者にも感染防止策への協力依頼を行う	【飲食店】 ・適切な感染対策が講じられているお店(認証店舗を利用 ・会話の時はマスクを着用 ・お店では大声で話さない ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないよう にすること 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守	【飲食店】 ・認証店舗以外 ・同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可) ・利用者に対し、2時間程度以内での利用を 求めること 【全ての店舗】 ・利用者に対し、マスク会食の徹底を求めるこ と ・カラオケ設備を利用する場合は、利用者の 密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底 【飲食店以外】 ・これまでにクラスターが発生しているような 施設や3密のある施設は、適切な入場整理等 (人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ・感染防止対策の徹底	【飲食店】 ・認証店舗 ・認証店舗認証基準の遵守 【飲食店以外】 ・酒類提供の場合はパーテーションの設置等、 一定の要件を満たすこと 【全ての店舗】 ・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨 【飲食店】 ・飲食以外の会話時の適切なマスク着用の推 奨 ・利用者の密の回避、手指消毒設備の設置、 効果的な換気(二方向の窓開けや気流を阻害 しないパーテーションの配置等)など業種別ガイ ドライン等に基づく感染対策の徹底を要請 【飲食店以外】 ・入場者の整理、入場者への適切なマスク着 用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実 施を要請 （神戸市） ・業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイ ドラインに基づく感染防止対策を徹底	【飲食店】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵 守 ・第三者認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守 【飲食店以外】 ・各事業所の自己認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守	【飲食店】 ・感染防止措置をお願い ・第三者認証制度の推進 ・業種別ガイドラインを遵守 【飲食店以外】 ・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵 守 ・イベントや催物を行う場合は気をつけて	・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、 感染予防対策を十分に実施 ・第三者認証制度の推進	【飲食店】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、 感染予防対策を十分に実施 ・としまコロナお知らせシステムの活用 ・飲食店・宿泊施設の従 業員を対象に、県が配布する抗原検査キット を用いた検査を実施 ・抗原検査キットを用いた従業員等の検査に 協力いただいている「コロナ対策三ツ星店」の 積極的利用を推奨 【飲食店以外】 ・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、 感染予防対策を十分に実施	
学校、大学等	【県立学校】 ・各教科等における「感染症対策を講じてなお感染リスクの高い学習活動」については適切な感染対策を行った上で実施(感染拡大局面にある学校においては、状況に応じて適切に対応) ・部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、合宿や泊を伴う活動も含め通常の活動が可。(ただし、実施の時期を慎重に判断し、活動実施地域の感染状況や都道府県の対応等確認し、感染防止対策を徹底)	・学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守る ・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱等の症状がある場合は登校登園を控える ・学校等が休みの日においても感染リスクが高い行動を控える	【大学等】 ・早期のワクチン接種を検討するよう周知徹底 ・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱等の症状がある場合は登校登園を控える ・学校等が休みの日においても感染リスクが高い行動を控える	【県立学校】 ・早期のワクチン接種を検討するよう周知徹底 ・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱等の症状がある場合は登校登園を控える ・宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可) ・学校衛生管理マニュアルに沿った感染対策を実施 ・教職員に対し、ワクチン接種を呼びかけるとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導 （神戸市） 【市立学校】 ・学校衛生管理マニュアルに沿った感染対策を実施 ・部活動での宿泊を伴う活動は、感染防止対策が講じられている宿泊施設に限定(学校は不可)	【県立学校】 ・学校、保育所に対して感染対策責任者による感染予防対策の励行をお願い	・部活は、練習試合や合同練習等は慎重に行うこと ・各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動	・本人、家族が体調に違和感がある場合には絶対に登校しないことの徹底。 ・昼食時は、対面にならないこと及び会話をすることはマスク着用を徹底。 ・部活等の場面では、マスク着用のメリハリをつけ、ミーティング時、更衣時等はマスク着用を徹底。 ・消毒液の残量を確認し、手指消毒を徹底。 ・換気にについては、気温が低くなる時期だが、定期的に教室の窓を開け、空気の流れをつくることを徹底。 ・部室、手洗い場、更衣室等の感染防止対策に係る掲示物を目立つように貼ることの徹底。 ・保育施設等、放課後児童クラブは、県ガイドラインに沿って児童・職員の健康管理、正しいマスク着用や手指消毒、暖房使用時のこまめな換気など基本の感染対策を徹底。 ・早期対応のため、子ども関係施設対策チーム及び学校対策チームにより施設指導等を実施	・新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点に沿った学校運営を行 う ・教職員や就職・進学で県外受験する生徒を対象に抗原検査を実施 ・部活動における練習試合、合宿等の実施については、当該地域の感染状況等を十分に確認した上で、適切に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底する ・部活動用チェックリスト等を活用し感染防止対策を徹底 ・県外大会参加時等における部員・教員を対象に抗原検査を実施 ・通学の再開時等において、陰性確認のための検査や各種証明書の提出を求める ・児童等利用施設 ・県ガイドライン及びチェックリストに基づき、感染防止対策を徹底 ・検査を希望する幼稚園・保育所等職員を対象に、抗原検査キットを配布し、「抗原検査」を実施 【大学・専門学校等】 ・大学等からの要請に基づく「抗原検査キット」の配布	
事業所等	・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策を徹底し、利用者にも感染防止策への協力依頼を行う ・テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策を行う	・業種別ガイドラインの遵守 ・在宅勤務等、人との接触を低減する取組の推進 ・テレワーク・時差出勤の活用など職場での感染対策を行う	・早期のワクチン接種を検討するよう周知徹底 ・出勤時の検温等の健康管理を行い、家族を含めて症状がある場合は勤務させないとともに医療機関へ相談するよう指導する ・職場の感染対策を再点検し、居場所の切り替わりでの注意喚起を徹底 ・症状がある従業員は休業させる	・在宅勤務(テレワーク)取組の協力依頼 ・感染防止取組の徹底及び事業継続計画の取組の要請 ・業種別ガイドライン等の実践 ・重症化リスクのある労働者等への就業上の配慮 ・欠勤等の際の療養証明書等の提出を求めるよう要請 （神戸市） ・職場への出勤について、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画の実施準備及び計画に基づく取り組みを行う。	・感染防止策の継続 ・高齢者施設等に対して感染対策責任者による感染予防対策の敢行をお願い	・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 ・在宅勤務やオンライン面会等の有効活用を	・事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 ・テレワークや分散・交代勤務の促進 ・十分な換気などのエアロゾル感染対策の徹底	・基本的な感染防止対策の徹底 ・BCP(事業継続計画)の再点検 ・従業員やその家族の体調管理、無料検査受検への配慮 ・テレワークや時差出勤の推進 ・業種別ガイドラインの遵守	
ワクチン接種率向上への取組	・県HPやYouTubeで若年層向けにワクチン接種の解説動画やパンフレットを掲載 ・R5.1.17～R5.2.20を「オミクロン株対応ワクチン一人回」接種促進強化期間」とし、県内市町と連携して接種機会の拡大を図り、特に若年層に対し情報発信を実施。	・京都タワー会場において、大学・企業等の団体接種を実施 ・大学等の希望により医療従事者等を派遣する「ワクチン接種バス」による出前接種を実施(京都市) ・若年層等の目に留まるよう、異なる広報・情報発信に取り組んでいる。 ・CMソング形式の動画(30秒CM動画)の制作 ・特設WEBサイト(ランディングページ)の開設 ・接種への理解促進動画(90秒動画)の制作 ・WEB広告(Youtube、LINE、Instagram、Twitter、TVer) ・映画館CMの放映 ・京都市バスの側面広告の掲示	・大学・企業等を対象とした府大規模接種会場での団体接種を実施。参加大学・企業を府HPで公表 ・経済団体を通じ、企業に若年層をはじめ従業員等の接種促進に向けた協力を働きかけるとともに、協力企業を府HPで公表 ・予約枠に余裕が生じている集団接種会場で「当日会場受付枠」を設け、予約なし接種を実施。 ・3/29以降、医療機関において小児へのオミクロン株対応ワクチンでの追加接種を順次開始(第42回) ・3/31以降、初回接種または従来型ワクチンでの3回目接種後、3か月以上経過した小児に対して接種券を順次発送 ・3/31の発送より前に接種券が必要な方には、申請により別途発送対応を行う(第42回) （京都市） ・若年層向けに市HPやSNSなどで年内のワクチン接種を呼びかけ ・小児接種について3/17以降、オミクロン株対応ワクチンでの追加接種を順次開始(第42回)	・小児接種促進のため、小児本人に接種に関心を持ってもらうための啓発資材(絵本・紙芝居)を作成・公表している。	・11月4日からオミクロン株対応ワクチンの接種を行う県の広域接種会場を設置	・現役世代の接種率向上のため、企業・団体向けに接種検討を依頼する通知を発出(令和4年10月・12月)	・大型商業施設等で小児・乳幼児接種を呼びかけるPRキャラバンを展開(第41回～ ・乳幼児・小児接種の勧奨グッズ(除菌ティッシュ)を作成し、接種協力医療機関へ配布(第41回) ・オミクロン株対応ワクチンの接種対象の拡大に伴うPRを展開(第42回)	・アレルギー等の理由で接種を控える若年層等に接種機会を提供するため、県内10箇所の医療機関をノハーバックス接種センターとして認証し、令和4年10月13日から接種開始	